日立キャピタル

HITACHI
Inspire the Next

日立キャピタル損害保険の現状 2015

日立キャピタル損害保険株式会社

はじめに

日頃より、皆さま方のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、当社の経営課題への取組みおよび事業活動の現状をわかりやすくご説明するために、
ディスクロージャー誌「日立キャピタル損害保険の現状 2015」を作成いたしました。
本誌が当社をご理解いただくうえで、少しでも皆さまのお役に立てば幸いと存じます。
今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

CONTENTS

プロフィール …… 3
代表的な経営指標 …… 4
経営方針 …… 5

1. 会社の業務内容と運営

■主要な業務 …… 7
■取扱商品 …… 7
■お客さまサービス …… 8
■保険の仕組み …… 10
■約款その他について …… 10
■保険の募集 …… 11
■保険料 …… 12
■保険金のお支払い …… 12
■コーポレート・ガバナンス体制 …… 13
■内部統制システムの構築 …… 14
■コンプライアンス（法令等の遵守）への取組み …… 15
■個人情報保護宣言 …… 17
■利益相反管理方針 …… 20
■反社会的勢力への対応に関する基本方針 …… 21
■リスク管理の態勢 …… 22
■健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性 …… 23

2. 会社の主要な業務に関する事項

■平成26年度の事業の概況 …… 25
■主要な業務の状況を示す指標の推移 …… 25
■業務の状況を示す指標および保険契約に関する指標 …… 26
■経理に関する指標 …… 29
■資産運用に関する指標 …… 32
■特別勘定に関する指標 …… 36
■責任準備金の残高 …… 36
■期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト） …… 36
■事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表 …… 36

3. 財産の状況

■計算書類 …… 38
■リスク管理債権 …… 46
■元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況（保険金信託業務を行う場合） …… 46
■債務者区分に基づいて区分された債権 …… 46
■ソルベンシー・マージン比率 …… 47
■時価情報等 …… 48
■備考 …… 49
■財務諸表の適正性および財務諸表作成に係る内部監査の有効性について …… 49

4. 会社の概況と組織

■組織 …… 51
■株主・株式の状況 …… 52
■役員の状況 …… 54
■従業員の状況 …… 55
■会計監査人の状況 …… 55
■保険会社およびその子会社等の概況 …… 55

日立キャピタルグループ …… 56

※本誌は、保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
※本誌記載の金額や件数などの値は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は小数点第2位を四捨五入し小数点第1位まで表示しています。

プロフィール

当社の概要	設立	平成6年（1994年）6月
	資本金	62億円
	総資産	132億円
	本社所在地	東京都千代田区九段北1－8－10　住友不動産九段ビル
	役員※	代表取締役　取締役社長　本　多　　洋
		取締役　堀　越　伸　也
		取締役（非常勤）　木住野　誠一郎
		監査役（常勤）　小　野　秀　樹
		監査役（非常勤）　西　田　政　夫
		監査役（非常勤）　足　立　正　人
	従業員数	99名
	代理店数	156店
	株主	日立キャピタル株式会社（保有割合79.4%）
		損害保険ジャパン日本興亜株式会社（保有割合20.6%）
	格付※	「A⁻」（安定的）　スタンダード＆プアーズ社：保険財務力格付け

（平成27年3月31日現在）

※役員および格付につきましては平成27年7月1日現在で記載しています。

当社の沿革

平成6年（1994年）	6月	ユナム・コーポレーション（本社：米国メーン州）の100%出資によりユナム・ジャパン傷害保険株式会社設立
	7月	損害保険事業免許および「団体長期障害所得補償保険」（GLTD）等の商品認可を取得し創業
平成8年（1996年）	6月	GLTDのラインアップに「業務上の身体障害等担保特約」付帯商品（OLTD）を追加し発売 個人向けのLTDとして「長期障害特約付帯所得補償保険」（ILTD）を発売
平成9年（1997年）	5月	GLTDのラインアップに「債務返済支援特約」付帯商品（CLTD）を追加し発売
平成11年（1999年）	6月	親会社のユナム・コーポレーションがプロヴィデント・カンパニーズ（本社：米国テネシー州）と合併してユナム・プロヴィデント・コーポレーションとなる
	7月	個人向けのLTDとして新たに「長期就業不能所得補償保険」（PLTD）を開発し発売
平成16年（2004年）	1月	発行済株式の100%を日立キャピタル株式会社が取得し日立キャピタルグループの一員となる
	4月	社名を日立キャピタル損害保険株式会社に変更し新たに住宅ローン利用者専用の住宅火災保険「しあわせマイホーム」を商品ラインアップに追加し発売 日立キャピタル株式会社が株式会社損害保険ジャパン（現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社）に対し保有株式の一部（35%）を譲渡
	9月	スタンダード＆プアーズ社より保険財務力格付け「A⁻」（安定的）を取得
平成19年（2007年）	1月	取引信用保険の商品認可を取得
	12月	取引信用保険の引受を開始
平成20年（2008年）	1月	財務基盤の強化を目的とした増資を実施、資本金51億5,250万円となる
	3月	事業拡大を目的とした増資を実施、資本金62億円となる
	12月	「保証機関型信用保険」、「費用・利益保険（残価補償保険）」の商品認可を取得
平成22年（2010年）	10月	職種別であった「長期就業不能所得補償保険」（PLTD）の料率を一本化した「リビングエール」を発売
平成23年（2011年）	4月	独立行政法人日本貿易保険（NEXI）と、貿易保険業務に係る業務委託契約を締結
平成25年（2013年）	4月	約定履行費用保険の商品認可を取得

代表的な経営指標

正味収入保険料	3,667百万円	前期比3.8%の増収となりました。
正味損害率	31.7%	前期比3.2ポイント上昇しました。
正味事業費率	45.7%	前期比0.6ポイント改善しました。
保険引受利益	508百万円	前期比193百万円の増益となりました。
経常利益	529百万円	前期比250百万円の増益となりました。
当期純利益	292百万円	前期比54百万円の減益となりました。
ソルベンシー・マージン比率*	2,456.3%	前期比105.2ポイント改善しました。
総資産額	13,189百万円	前期比684百万円増加しました。
純資産額	5,314百万円	前期比298百万円増加しました。
その他有価証券評価差額金	23百万円	前期比6百万円増加しました。

＊ソルベンシー・マージン比率：P.47の解説をご覧ください。

［経営理念］

時代の変化や新たなニーズに対応した
新しい解決策を提供し続けることによって
人々の暮らしに安心をお届けし、
豊かな社会の実現に貢献します。

［経営ビジョン］

1. 健全な企業風土の醸成に努めるとともに、企業倫理の実践により社会から信頼される保険会社をめざします。
2. 特色ある商品と高品質なサービスを提供することによって、常にお客さまから選ばれる『オンリー1（ワン）』の保険会社をめざします。
3. 自律した個人が互いに個性を尊重し、その力を結集することで会社の成長につなげるとともに自らも成長できる、社員全員が誇りの持てる保険会社をめざします。

［行動指針］

1. 『高い倫理観』
   企業の社会的責任を自覚し、法や社会規範に則り、高い倫理観を持って行動します。
2. 『お客さま志向』
   常にお客さまの立場にたって考え、誠実かつスピーディに行動します。
3. 『付加価値の創造』
   あくなき探究心をもって、常に付加価値の高い商品・サービスを創造します。
4. 『変化への挑戦』
   変化をチャンスと捉え、新たな課題に積極かつ果敢にチャレンジします。
5. 『強い責任感』
   社員一人ひとりが自律し、誇りと責任を持って行動します。

1. 会社の業務内容と運営

■主要な業務 …… 7
■取扱商品 …… 7
■お客さまサービス …… 8
■保険の仕組み …… 10
■約款その他について …… 10
■保険の募集 …… 11
■保険料 …… 12
■保険金のお支払い …… 12
■コーポレート・ガバナンス体制 …… 13
■内部統制システムの構築 …… 14
■コンプライアンス（法令等の遵守）への取組み …… 15
■個人情報保護宣言 …… 17
■利益相反管理方針 …… 20
■反社会的勢力への対応に関する基本方針 …… 21
■リスク管理の態勢 …… 22
■健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性 …… 23

1

主要な業務

当社が行っている主要な業務は以下のとおりです。

■ 損害保険業

- 保険の引受　傷害保険（うち主として団体長期障害所得補償保険、長期就業不能所得補償保険など）の引受、およびその再保険の引受
  火災保険の引受（新規のご契約は現在お取り扱いしていません。）
  地震保険の引受
  信用保険の引受
  費用・利益保険の引受
- 資産の運用　保険料として収受した金銭その他の資産の運用

■ 業務の代理・事務の代行

他の保険会社の業務の代理または事務の代行（他社からの委託に基づく団体長期障害所得補償保険等の保険事故調査その他）

取扱商品

■ 商品の一覧（主な販売商品とその概要）

ケガや病気による所得の喪失に備える保険（LTD）

［団体向け］

団体長期障害所得補償保険（GLTD）	企業その他の団体を契約者とし、その企業の従業員または団体の構成員等を被保険者として、被保険者がケガや病気のために仕事に就けなくなったときに所得を補償する保険で、対象期間（保険金支払限度期間）を、最長で定年退職年齢に達するまでというように、極めて長期に設定できる点を特長とします。
業務上の危険対象外特約付帯団体長期障害所得補償保険（NOLTD）	補償の対象を業務外の傷病による就業障害に絞った LTD です。労災認定があった場合の補償をカットすることにより保険料が割安になっています。
債務返済支援特約付帯団体長期障害所得補償保険（CLTD）	金融機関等を契約者とし、その金融機関等から住宅ローンを借りている方々を被保険者とするLTDです。被保険者がケガや病気のために仕事に就けなくなった場合に、ローン返済にあてる額を長期にわたって補償することによって、返済の円滑な継続をサポートします。
学業継続支援特約付帯団体長期障害所得補償保険（TLTD）	学校等を保険契約者とし、学生・生徒・児童の扶養者を被保険者とするLTDです。被保険者がケガや病気のために仕事に就けなくなった場合に、卒業予定年月までを限度に学費等にあてる額を補償することで、学校生活の円滑な継続をサポートします。

［個人向け］

長期就業不能所得補償保険「リビングエール」	個人でご契約いただく LTD で、GLTD と同様、ケガや病気のために仕事に就けなくなったときに長期にわたって所得を補償します。

火災や災害などによる住宅や家財の損失に備える保険（火災（地震））

住宅火災保険「しあわせマイホーム」（新規のご契約は現在お取り扱いしていません。）	大切な住まいや家財について、火災による損害はもちろんのこと、落雷やガス爆発、風災や雪災などの損害をはじめ、水災によって生じた損害、盗難、建物外部からの物の衝突、水ぬれ等の損害を補償します。 また、地震保険をあわせてご契約いただくことで、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災（延焼・拡大を含みます。）・損壊・埋没・流失による損害についても補償します。

事業活動に伴う損害に備える保険

■ 新商品の開発について

当社では、上述した取扱商品に関して、豊富な引受実績に基づく経験とノウハウの蓄積を通じてお客さまのニーズを把握しながら、独自商品の研究・開発に継続的に取り組み、常に業界をリードするよう、努力を重ねています。（これまでの商品開発の概況につきましては、P.3「当社の沿革」をご参照ください。）

お客さまサービス

■ 各種サービスのご提供について

当社では、取扱商品のうち、長期所得補償保険の補償内容と関わり深いサービス・メニューを以下のとおり取り揃えて、お客さまが不意のご病気やケガのためにお仕事を長期に休まざるを得なくなられた場合のほか、日常生活における悩み事・健康面に関するご相談に応ずる等、保険金のお支払い以外の面でもお役に立てるよう努めています。

～長期所得補償保険にご加入の方および同居のご家族向けのサービス～

24時間電話日常生活なんでも相談ホットラインサービス（無料）

日常生活におけるあらゆる悩み、困り事の電話によるご相談を承ります。カウンセリングだけでなく、各分野における専門家からのアドバイスを受けることができます。心のケアはもちろん、心を痛めている原因である困り事の解決にお役立てください。
業務委託先：株式会社セーフティネット

24時間電話メディカルヘルプ・ホットラインサービス（無料）

看護師の資格を持つ専門スタッフが電話による身体の健康・医療に関するご相談を承ります。
気になる症状が出た際の医療機関や夜間・休日でも受診できる医療機関をご案内します。
業務委託先：株式会社ライフケアパートナーズ

■ お客さまの声に対する取組みについて

当社は行動指針の1つに、「お客さま志向」（常にお客さまの立場にたって考え、誠実かつスピーディに行動します。）を掲げております。お客さまから寄せられたご意見やご要望・苦情を「お客さまの声」として真摯に受止め、迅速・的確に対応させていただくとともに、お寄せいただいたお客さまの声を基に業務の改善に取り組み、今後もお客さま志向に立ったよりよい保険商品・サービスの提供に努めてまいります。

■ お客さまの声受付状況

当社へ寄せられた2014年度の「お客さまの声」項目別・内容別内訳は以下のとおりです。

お客さまの声項目別内訳

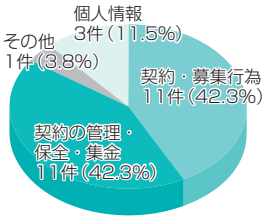

契約・募集行為に関する
お客さまの声

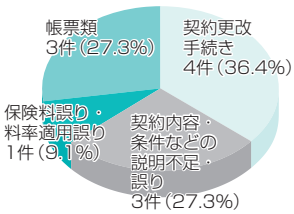

契約の管理・保全・集金
に関するお客さまの声

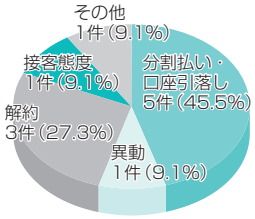

※保険金に関するお客さまの声は、ございませんでした。

■ 当社へのお問い合わせ・ご相談について

お客さまからのお問い合わせやご相談などは、次の窓口で承ります。

	受付時間	TEL
お問い合わせ窓口	午前9時～午後5時 ※土日祝日および年末年始を除く	フリーダイヤル：0120-777-970

保険金請求のご連絡については、P.12「保険金請求についてのご連絡・ご相談について」をご参照ください。

■ 手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）　0570-022808
IP電話から　03-4332-5241
（受付時間：月～金曜日（祝日・休日および12月30日～1月4日を除く）の午前9時15分～午後5時）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

苦情解決手続および紛争解決手続の主な流れ

※標準的な手続の進行例です。

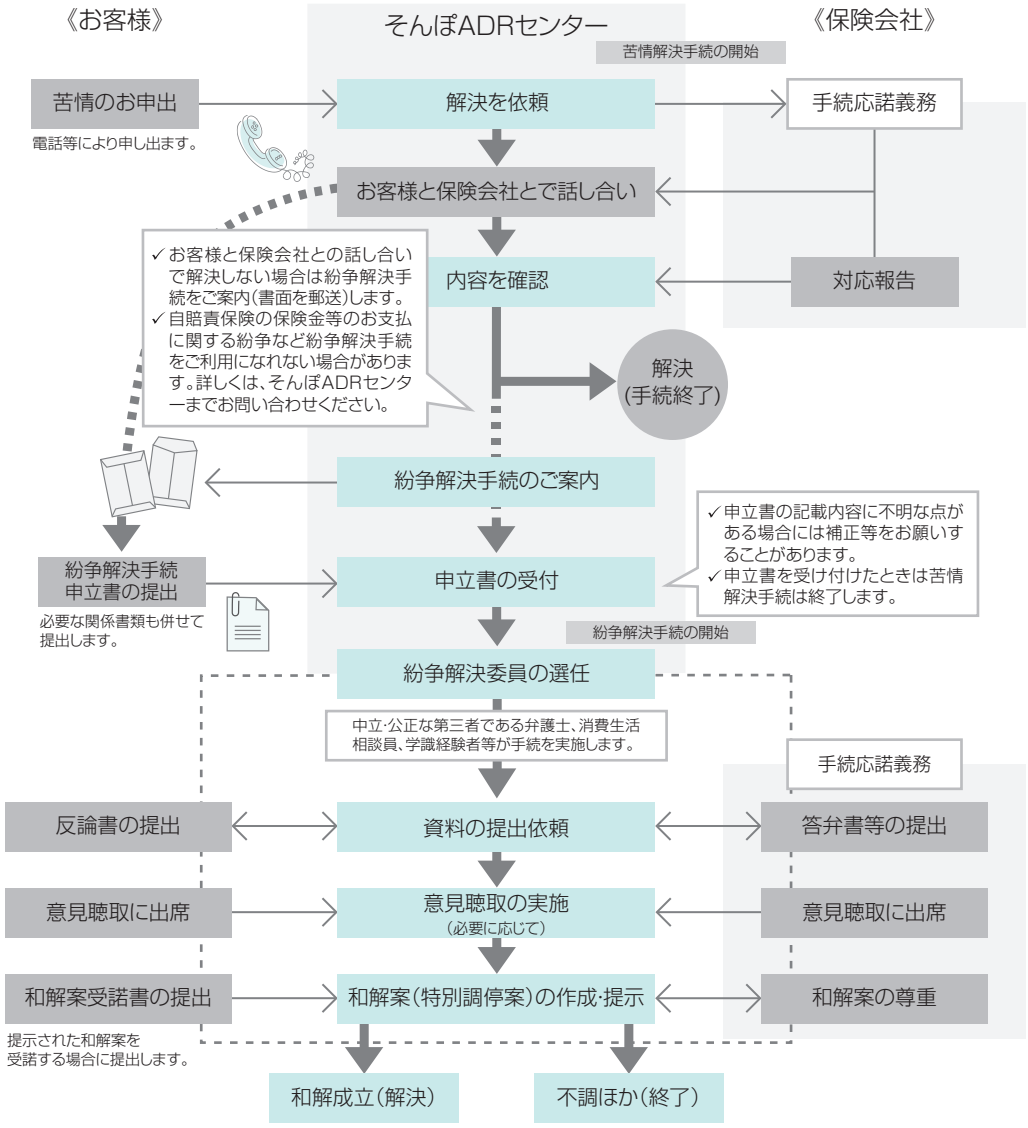

保険の仕組み

■ 保険制度

個々に見れば、偶発的に発生している事故であっても、長期間に亘って大量に観察すれば、一定の法則に基づいて発生していることが分かります。これを「大数の法則」といい、保険とは、この法則に基づき、同じリスクにさらされた多くの人々が、統計学的に算出された比較的少額の資金（=保険料）を拠出し、その中で実際に事故が発生して経済的な損害を被った人に対して補償を行う（=保険金の支払い）相互扶助の制度です。
このように保険は、個人生活や企業活動の経済的安定を図るうえで重要な役割を果たしています。

■ 保険契約の性格

損害保険契約は、保険会社が偶然な一定の事故（保険事故）によって生ずる損害をてん補することを約束し、保険契約者がその報酬（保険料）を支払うことを約束する契約であり、以下のような性格があります。

- 双務契約（当事者間に相互的な債権・債務の関係が生じ、法律的な対価関係がある契約）であること
- 有償契約（当事者が互いに経済的な対価を支払う契約）であること
- 諾成契約（当事者間の合意―申込みと承諾―のみで成立する契約）であること

一方、実務的には、保険会社は多数の保険契約を引き受けるにあたり、迅速で正確な処理を要することから、保険契約の申込みに関して定まった様式の保険契約申込書を使用し、引き受けたことの証しとして保険証券または保険引受証を作成して保険契約者に交付します。

■ 保険料率

保険料率は、保険業法に基づいて当社が独自に算出し、金融庁の認可取得または金融庁への届け出を行ったうえで適用しています。

■ 再保険

保険会社は、巨額となり得る保険金の支払責任を一社単独で負うことを回避するため、国内外の他の保険会社に対価（=保険料）を支払うことによって、その責任の一部を肩代わりしてもらうことがあります。この、いわば「保険の保険」を「再保険」といい、一保険会社が単独で引き受けられる契約の量や規模を補うとともに、リスクを平準化し分散させることで、各保険会社の経営の安定に寄与する役割を担っています。
一般に、保険会社がリスクを他の保険会社に転嫁する行為を「出再」、リスクを他の保険会社から引き受ける行為を「受再」といいます。当社は、出再にあたっては、再保険契約締結により自社の経営の健全性を損なうことがないよう、適切な再保険会社を選定しており、受再にあたっては、再保険契約の収益性とリスクを適確に評価のうえ、適切な引受けを行っています。

約款その他について

■ 約款等

保険契約の内容はすべて、それぞれの保険商品ごとに予め定められた約款（普通保険約款）と、これに特約が付帯される場合には該当する特約、さらに商品によっては個々の契約ごとに取り決められる協定書の中に記されています。さらに、個々の契約ごとに特定が必要な具体的事項（例：保険契約者名、被保険者名、保険期間、保険金額など）は、保険契約申込書に記入された内容をもとに、保険証券や団体契約における加入者証に記載されています。

■ パンフレット等

上述の約款その他の契約書類とは別に、保険の内容についてやさしくご理解いただけるよう、パンフレット等を適宜用意して募集にあたっています。

■ ご契約に際してご注意いただくこと

ご契約にあたっては、予めその内容について、当社の代理店または社員から、約款、特約、パンフレットや重要事項等説明書などをもとに十分説明をお受けください。特に、ご契約時やご契約後にお申し出いただくことが義務づけられている事柄（告知義務・通知義務）、保険金が支払われない事由、保険金の支払われ方、契約が失効や解除になる場合等については、よくご確認のうえ、ご理解いただきますようお願いいたします。
お申し込みの際には、所定の申込書に必要事項を正確にご記入ください。万一ご記入の内容が事実と異なっている場合には、保険金をお支払いできない場合がありますので、十分ご注意ください。

保険の募集

■ 保険契約のお申込み

保険契約のお申込みは、当社役職員または当社代理店の役職員（ただし、所定の登録を受けた者に限ります。）が承っています。
契約成立後、保険証券を作成し送付いたしますので、お手元に届き次第、記載内容をご確認ください。

クーリング・オフ制度について

保険契約をいったんお申し込みいただいた後にその内容などを再度ご検討された結果、契約を撤回したいとされる場合のために、「クーリング・オフ」（契約撤回請求）の制度が法律上設けられています。この制度は、保険期間が1年を超える個人契約の保険商品に適用され、その場合、保険契約の申込者は、保険契約の申込みをした日または保険会社からクーリング・オフについての説明が記載された書類を受領した日のいずれか遅い日から起算して8日以内であれば、保険会社あてに書面で通知することによって、契約の申込みを撤回または解除することができます。

■ 契約内容の確認に関する取組みの概要

当社は、保険契約をお申し込みいただく際に、ご契約内容に関する重要な事項を“重要事項等説明書”によりご説明するとともに、保険契約の内容が「お客さまがご希望される補償となっているか」、「保険金額、保険期間、保険料、保険料のお支払方法等がお客さまのご希望される内容となっているか」等、お客さまのご意向に沿った内容であることを“ご契約内容確認シート”によりご確認いただいています。
また、保険期間が1年を超えるお客さまに対して、毎年“ご契約内容のお知らせ”をお送りし、ご契約内容の確認・見直しをしていただく機会を提供しています。

■ 代理店の役割と業務内容

代理店は、保険会社と代理店委託契約を結び、それに基づいて、保険会社に代ってお客さまとの間で保険契約を結び、保険料を領収することを基本業務としています。また、これに付随して、お客さまの保険コンサルタントとして、お客さまのさまざまなリスクを把握して、それに見合う適切な保険商品についての助言や推薦を行ったり、事故が起きた場合の保険金請求の手続きについてのアドバイスを行うなどの役割を務めます。

■ 代理店登録

代理店は主務官庁の登録を要し、加えて、保険募集に従事する役員や使用人を届け出ることを要します。

■ 代理店教育

保険募集に従事する者には、保険募集に関する法令や保険契約に関する知識等が求められます。このため、代理店の登録および保険募集従事者の届出にあたっては、一般社団法人日本損害保険協会が実施する「損保一般試験」に合格することを前提要件としているほか、募集開始後も個別指導や教育研修を継続的に行っています。

■ 代理店数

当社の代理店数は、平成27年3月31日現在、全国で156店です。

■ 勧誘方針

当社では、保険商品の販売等にあたって、「金融商品の販売等に関する法律」に基づく勧誘方針を以下のとおり定めており、お客さまの視点に立った販売活動に努めています。

1. 商品の販売にあたっては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な販売に努めてまいります。
2. お客さまの保険に関する知識、経験、財産の状況および購入目的を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情にそった商品の説明および提供に努めてまいります。
3. お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、分かりやすい説明に努めてまいります。
4. 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を行うよう常に努力してまいります。
5. 販売・勧誘活動にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯・場所および方法について充分に配慮してまいります。なお、お客さまと直接対面しない保険販売を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客さまにご理解いただけるよう常に努力してまいります。
6. お客さまに関する情報は、業務上必要な範囲で収集・使用するとともに、厳重な管理を行う等、適正に取り扱います。
7. 万一保険事故が発生した場合におきましては、迅速かつ適確な保険金のお支払いに努めてまいります。
8. お客さまのご意見等の収集に努め、その後の商品開発や販売活動等に生かしてまいります。

保険料

■ 保険料の収受・返戻

- 保険料は、契約締結と同時にお支払いいただきます（保険商品によりましては、保険料の分割払いや口座振替、クレジットカード払いなどの便利なお支払方法もお選びいただけます）。
- 保険のお申込みをいただいた後であっても、保険料をお支払いいただく前に発生した事故については、保険金をお支払いすることができません（保険料を分割払いされる場合においても、所定の期日までに所定の分割払保険料のお支払いがないと保険金をお支払いできません。）ので、ご注意ください。
- 保険期間中に危険（補償の対象となるリスク）の増加や減少が生じた場合には、その内容に応じて、所定の計算に従って、追加保険料をお支払いいただくか、またはすでにお支払いいただいた保険料の一部をお返しいたします。
- 保険契約が失効した場合や解除された場合には、規定に従いすでにお支払いいただいた保険料の中から所定の金額をお返しすることがあります（詳しくは約款などでご確認ください）。

保険金のお支払い（LTDと火災保険の場合）

■ 保険金のお支払いまでの流れ

保険金をお支払いするまでの流れは、おおむね次のようになります。

● お客さまからのご連絡 → ● 原因などの調査 ● 当社のお支払い責任の有無の判断 ● 必要書類のご提出 → ● 保険金お支払いに向けての関係者とのお打合せ ● 保険金お支払い内容のご説明 → ● 保険金のお支払い

詳しくは、当社のホームページ［http://www.hitachi-ins.co.jp］をご参照ください。

■ 保険金請求についてのご連絡・ご相談について

保険金請求についてのご連絡やご相談は、次の専用窓口で承ります。

		受付時間	TEL
保険金請求についてのご連絡・ご相談	LTD	午前9時～午後5時 ※土日祝日および年末年始を除く	フリーダイヤル：0120-777-970
	火災（地震）	24時間365日	フリーダイヤル：0120-777-640

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、日立キャピタルグループの一員として、お客さま、株主、代理店、社員、地域、社会という各ステークホルダーに対する責任を果たすため、健全で透明性が高く牽制機能を備えたコーポレート・ガバナンスの構築に努めています。

1. 取締役会・監査役会
当社は、重要な経営判断と業務執行を担う取締役会と、取締役会から独立した監査役および監査役会により、業務執行の適切性と牽制機能の実効性の確保に努めています。当社の取締役会は、現在、社外取締役1名を含む3名の取締役（任期1年）、監査役会は1名の常勤監査役を含む3名の社外監査役で構成されています。

2. 各種委員会
当社では、組織横断的な計画の立案や課題の共有、業務運営の適切性を推進すべく、以下の委員会を設置しています。
（1）コンプライアンス委員会
コンプライアンスの推進は保険会社における重要な経営課題のひとつとの認識から、当社では、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。当委員会は、コンプライアンスに関する諸施策の検討、コンプライアンス・プログラムの推進状況の検証、不祥事件等が発生した場合の対応策および再発防止策の検討等の役割を担っています。
（2）ERM委員会（ERM : Enterprise Risk Management）
当社では、リスク管理のための組織として、取締役社長を委員長とするERM委員会を設置しています。当委員会は、経営の健全性・適切性の確保、企業価値の最大化を目的として、リスク管理に関する重要な施策を審議・決定するとともに、施策結果の分析・評価を行い、常にリスク管理の高度化を図る役割を担っています。
（3）J-SOX委員会
内部統制の推進を図るため、当社では、取締役経営管理本部長を委員長とするJ-SOX委員会を設置しています。当委員会は、当社における内部統制の運営方針や管理態勢・手法について審議・決定するとともに、取組み状況の評価および改善計画の承認等の役割を担っています。

3. 社内の監査体制
当社は、内部管理態勢の適切性、有効性および実効性を検証するために、他部署から独立した内部監査部を設置しています。内部監査部は、全ての部や室、委員会等の業務運営について監査を実施し、課題の発見や指摘、改善の提言等を実施しています。また、内部監査結果について定期的に取締役会等に報告しています。

4. 社外の監査・検査体制
当社は、保険業法の定めにより、金融庁の検査を受けることになっています。
また、会計に関する事項については新日本有限責任監査法人が会計監査人として監査にあたっています。
その他、親会社である株式会社日立製作所および日立キャピタル株式会社ならびに損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社の監査を受けています。

■ コーポレート・ガバナンスの体制

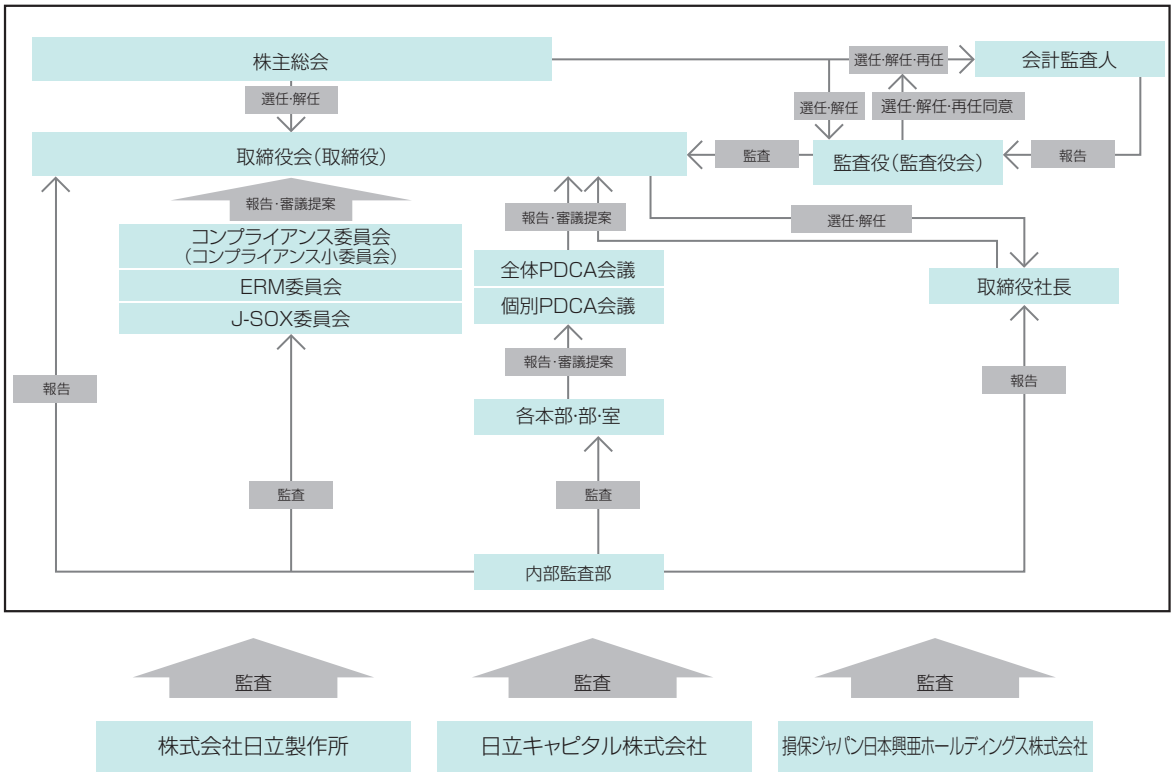

内部統制システムの構築

■ 内部統制システムの整備に係る取締役会決議

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに日立キャピタル株式会社が定めた各種のグループ基本方針に基づき、当社における業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上を図るため、取締役会において下記のとおり内部統制システムの整備に係る決議を行い、本決議に従って内部統制システムを構築・運営しています。その内容は以下のとおりです。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（会社法362Ⅳ⑥、会社法施行規則100Ⅰ④）
当社は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備する。
（1）全社的なコンプライアンス推進体制構築のために必要な、組織、規程、マニュアル等の整備・充実を図る。
（2）コンプライアンス上の問題が発生した場合の報告・内部通報、情報収集、調査・分析、再発防止に関する体制を整備する。
（3）反社会的勢力との関係を一切遮断し排除するため、基本方針を定め社内外に宣言するとともに、反社会的勢力に係る不祥事の未然防止と事案発生時の適正な対応を実現することとし、規則・体制等の整備と外部専門機関との連携を強化するなど管理・監視体制を構築する。
（4）顧客情報の管理や利益相反の管理を適切に行うなど顧客保護の徹底を図るために必要な管理体制および手続を整備する。
（5）当社の内部監査の実効性を確保するために、内部監査部の被監査部署からの独立性、内部監査に係る規程や計画、組織・態勢の整備等に関する事項を定め、これに必要な態勢を整備する。
（6）当社業務の適切な運営・管理のための人材を確保・育成し、職能に応じ適正な人員配置を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
（会社法施行規則100Ⅰ①）
（1）取締役の職務の執行に係る重要な情報は、社内規則に定めるところにより、書面または電磁的方法により保存し、管理する。
（2）取締役および監査役は、職務の執行に係る文書等を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（会社法施行規則100Ⅰ②）
（1）リスク管理に関する基本的な方針を策定し、適切にリスク管理を行うための組織体制および諸規程の整備を図り、全社的、統合的なリスク管理を推進する。
（2）新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任部署を定める。
（3）大規模自然災害等の発生時には、主要業務の継続および早期復旧に努め、有事における経営基盤の安定と経営基盤の強化を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則100Ⅰ③）
（1）当社は、組織の職務分掌と権限に関する規程を定め、業務上の役割分担に基づく指揮命令系統を通じた効率的な職務執行を実現する。
（2）取締役の意思決定の迅速化を図るため、経営陣（常勤取締役および本部長）および各部室長等で構成する会社機関を設置し、取締役会への付議事項を含めた重要案件の報告、審議等を行うとともに、情報の共有化と課題認識の共通化を図り、経営陣による業務遂行状況の把握、指導・監督を行う。
（3）取締役会において中期的な目標、年度予算を定めて事業推進を図るとともに、進捗状況の把握・管理を行う。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
（会社法施行規則100Ⅰ⑤）
当社は、親会社である日立キャピタル株式会社（以下「親会社」という。）が構成する企業グループに属することに留意し、以下に定める方法等により、適正な業務遂行を図るものとする。
（1）親会社の内部統制システムの整備に係る取締役会決議に基づき、グループとしての効率的経営による企業価値の最大化と適法性の両立を目指す。
（2）日立グループの内部統制として、COSOフレームワークに基づく内部統制の適正性および実効性の推進ならびに財務報告の信頼性の確保を図るために必要な規程と組織体制を整備する。
（3）親会社から派遣される社外取締役を受け入れ、グループ連携の適切性と強化を図る。
（4）親会社との取引は、業務上の制約を受けることなく、他取引先と同様の基本契約、市場価格による適正取引を確保する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
（会社法施行規則100Ⅲ①）
監査役はその職務を補助すべき使用人を選出し、監査業務に必要な事項を命令することができる。

7. 監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項および監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
（会社法施行規則100Ⅲ②③）
監査役からその職務を補助すべき使用人として、監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査役の命令に従ってその職務を遂行するものとする。また、その命令に関して、取締役の指示命令に服さない。なお、取締役は、当該使用人に関する人事・処遇を変更する（ただし、重要な内容に限る。）ときは、あらかじめ監査役会の同意を得るものとする。

8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
（会社法施行規則100Ⅲ④）
（1）監査役は取締役会に、また常勤監査役は、全体PDCA会議、コンプライアンス委員会、ERM委員会、J-SOX委員会その他の重要な会議にも出席することができる。
（2）取締役は、以下の事項を監査役に遅滞なく報告しなければならない。
イ．会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項
ロ．毎月の経営状況として重要な事項
ハ．内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
ニ．反社会的取引および反社会的勢力による被害の発生の状況
ホ．重大な法令または定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項
（3）取締役および使用人は、監査役から質問等があったときは、監査役会あるいは当該監査役に対し、必要な資料を添えて回答しなければならない。
（4）監査役が取締役の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役は指摘事項への対応の進捗状況を監査役に適宜報告する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則100Ⅲ⑤⑥⑦）
（1）監査役は、取締役または使用人に対し、監査業務に必要な事項に関してヒアリングを実施し、必要な資料の提出を命令し、または閲覧することができる。
（2）監査役は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告書を受領するとともに、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う。
（3）監査役は、取締役社長および会計監査人と定期的に意見交換を実施することができる。
（4）監査役に報告をした取締役、使用人等に対して、当該報告をしたことを理由として不利となる取扱いをしないものとする。
（5）監査役の職務の執行について生ずる費用については、明らかに必要でないと認められる場合を除き、速やかに支払うものとする。また、監査役の活動に必要な費用を予算化し、予算枠の範囲外の費用についても、明らかに必要でないと認められる場合を除き、随時支払うものとする。

コンプライアンス（法令等の遵守）への取組み

保険会社は、高い社会性・公共性を有し、健全かつ適切な事業運営を通じて広く経済の発展に貢献していくという社会的責務を負っており、加えて、自己責任に則した厳正な企業姿勢が求められています。
当社では、社会やステークホルダーの皆様からの期待と信頼にお応えするために、コンプライアンス（法令等の遵守）を最重要の経営課題のひとつと位置づけ、役職員の行動規範として「コンプライアンス宣言」を公表しています。また、社内では「コンプライアンスに関する基本方針」に基づきコンプライアンスに関する規程類を整備するとともに、コンプライアンス委員会の設置・運営、コンプライアンス・プログラムの策定・実行等により、コンプライアンス推進に取り組んでいます。

■ コンプライアンス宣言

◎日立キャピタル損害保険の全役職員は、すべての業務の前提として、法令等を遵守する。
◎「法令や社内ルールに反することはない」と、断言できる企業になる。
◎その上で、保険会社としての信頼を得ることで、保険業界の中で確固たる地位を築いていく。
◎保険会社に求められる公共的使命を理解し、社会的責任を果たしていく。
◎これらのことが日立キャピタル損害保険を強くし、日立キャピタル損害保険の基盤を万全にしていくものと確信する。

■ コンプライアンスに関する基本方針の概要

当社では、業務の全般にわたるコンプライアンス態勢を構築するため、経営方針に則ったコンプライアンスに関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を定めています。基本方針の概要は以下のとおりです。

1. 業務執行方針
   （1）コンプライアンスの徹底が、当社の信頼の維持、業務の健全性および適切性の確保のため必要不可欠であることを十分に認識し、業務の適正な運営に万全を期します。
   （2）モニタリング等に基づき当社のコンプライアンスの課題・問題点を的確に認識し、適正なコンプライアンス態勢の整備・確立に向けた具体的な方策を検討・実施します。
   （3）コンプライアンスの状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、基本方針の有効性を検証し、定期的にまたは必要に応じて随時に見直します。
2. 規程等の整備
   （1）コンプライアンスに関する役職員の心構えを明らかにするため、「コンプライアンス宣言」を定め周知します。
   （2）コンプライアンス統括部門は、この基本方針に則り、コンプライアンスに関する規程を策定し、社内に周知します。
   （3）コンプライアンスの徹底を実現させるために、コンプライアンス・マニュアルおよびコンプライアンス・プログラムを策定し社内に周知します。
3. 組織・態勢の整備
   （1）コンプライアンス統括部門は、その牽制機能が確保されるよう営業推進部門等から独立させます。
   （2）コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス関連情報を一元的に収集、管理、分析、検討し、その結果に基づき適時に適切な措置・方策を講じます。
   （3）コンプライアンス統括部門は、社内および募集人に対し、法令、規程およびマニュアル等を遵守させる態勢を整備しコンプライアンスの実効性を確保します。
   （4）コンプライアンス実現のため、各部署にコンプライアンス・リーダーを配置します。
   （5）インサイダー取引の防止、利益相反の管理等のため、必要に応じて業務隔壁や情報の遮断措置を設置します。

■ コンプライアンス委員会

コンプライアンスを推進するため、取締役会直属の組織として、取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンス委員会では、次の事項を審議し、定期的にまたは必要に応じて随時に取締役会に報告または付議を行っています。

- 基本方針、基本規程およびコンプライアンス・マニュアルに関する重要事項
- 経営に重大な影響を与える、またはお客さまの利益を著しく阻害する行為に関する事項
- 不祥事件等の不適切事案の再発防止措置等に関する事項
- コンプライアンス・プログラムの進捗状況
- コンプライアンス関連情報に関する事項
- その他取締役会への報告・付議事項

■ コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスを実現させるため、全社の具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを取締役会が策定しています。社内各部署では、その内容を全役職員が共有し、コンプライアンス・プログラムに基づいてコンプライアンス計画を策定し、それぞれの組織におけるコンプライアンス推進を図っています。また、その進捗管理はコンプライアンス委員会が行っています。

■ コンプライアンス・マニュアル

役職員が遵守すべき法令・社内規程・ルール等の解説、コンプライアンスを推進するための体制・仕組み、問題が発生した場合の対応等をコンプライアンス・マニュアルとしてまとめ、全役職員に配布するとともに、社内研修・勉強会等に活用しています。

また、代理店が日々の保険募集業務を適切に行うための手引書として、「代理店ハンドブック《コンプライアンス・マニュアル》」を作成し、全代理店に配布しています。

個人情報保護宣言

個人情報保護に関する基本方針

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁及び一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業者への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

（1）個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

主な取得方法：

①保険契約申込書等、保険契約に係る書面

②保険金請求書等、保険金支払いに係る書面

③インターネット等による資料請求依頼

（2）個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的および下記（6）に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。 利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、ホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

①当社が取扱う商品の販売・サービスの案内・提供（契約の引受審査、維持・管理、保険金支払時の査定業務を含みます。）を行うため。

②他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。

③市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・研究のため。

④その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

尚、詳細については、「個人情報の利用目的について」をご覧ください。

当社は、当社からの商品・サービスに関するダイレクトメールの送付について、ご本人からの中止の申出があった場合は、利用を中止いたします。

（3）個人情報に関する本人同意

①個人情報を取得する場合は、ご本人の同意を、原則として書面により得るものとします。

②ご本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人および被補助人であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生じる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得るものとします。

③利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、あらかじめご本人の同意を得るものとします。

（4）個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合（下記（5）個人データの取扱いの委託をご覧ください。）
- 一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社等の間で共同利用を行う場合（下記（6）情報交換制度等をご覧ください。）

（5）個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。

- 保険契約の募集に関わる業務（保険料口座振替業務、保険証券等の発送業務等）
- 保険金支払い時の査定調査に関わる業務
- 情報システムの保守・運用に関わる業務

（6）情報交換制度等

①損保業界の情報交換制度について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為の排除を行うため、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（http://www.sonpo.or.jp）または損害保険料率算出機構のホームページ（http://www.giroj.or.jp ）をご覧ください。

②代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社等との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（http://www.sonpo.or.jp）をご覧ください。

（7）信用情報のお取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関（資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び保険会社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。）から提供を受けた情報であって個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

（8）センシティブ情報のお取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活並びに犯罪歴に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行いません。

- 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（9）ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店又は店頭にお問い合わせください。また事故に関するご照会については保険証券に記載の事故相談窓口にお問い合わせください。当社は、ご照会者がご本人であることをご確認させていただいたうえで、対応いたします。

（10）個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記（12）のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

当社は、ご請求者がご本人であることをご確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

（11）個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

また、当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

安全管理措置に関するご質問については、下記（12）のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

（12）お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社の個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞
日立キャピタル損害保険株式会社
所在地　〒102-0073　東京都千代田区九段北一丁目8番10号　住友不動産九段ビル11階
電　話　0120-777-970（受付時間：平日午前9時～午後5時）
ＵＲＬ　http://www.hitachi-ins.co.jp

(13)認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

＜お問い合わせ先＞
一般社団法人　日本損害保険協会　そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）
所在地　〒101-0063　東京都千代田区神田淡路町2-105　ワテラスアネックス7階
電　話　0570-022808（受付時間：平日午前9時15分～午後5時）
ＵＲＬ　http://www.sonpo.or.jp

「個人情報の利用目的について」

当社は、P.17「個人情報保護宣言」の（2）に掲げる利用目的を含め、以下の目的のために個人情報の取得・利用・提供を行います。

（1）契約情報
- 損害保険契約の申込みに係る保険契約の引受審査、引受の判断
- 損害保険契約の締結、保険料等の収受及び契約の履行
- 損害保険契約に付帯するサービスの提供
- ご本人かどうかの確認
- 再保険契約の締結や再保険金等の受領、およびそれらのために再保険会社等に個人情報の提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含む）
- 保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者からの提供を受けること

（2）事故情報
- 損害保険契約の保険金請求に係る保険事故の調査（関係先への照会等を含む）
- 損害保険契約の保険金等の支払いの判断・手続き、その他契約の履行・管理
- 保険事故に係る各種付帯サービスの案内または提供
- 再保険契約の締結や再保険金等の受領、およびそれらのために再保険会社等に個人情報の提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含む）
- 保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者からの提供を受けること

（3）その他
- 当社が取扱う金融商品、および各種サービスの案内、または提供
- 損害保険商品等の金融商品、各種サービスの代理、媒介、取次
- 各種イベント・キャンペーン、セミナーの案内、各種情報の提供
- 新たな商品・サービスの開発のための、市場調査、データ分析ならびにアンケートの実施
- 問い合わせ・依頼等への対応
- 当社が有する債権の回収
- 保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為の排除、ならびに損害保険代理店への適切な委託・監督を行うための、損害保険会社等との間の共同利用
- 当社が、上記（1）、（2）および（3）の業務のために、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供を行い、またはこれらのものから提供を受けること
- 他の事業者から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等における、委託された業務の適切な遂行
- お客様とのお取引を適切かつ円滑にするための利用・提供

当社は、当社からの商品・サービスに関するダイレクトメールの送付について、ご本人からの中止のお申し出があった場合は、利用を中止いたします。

利益相反管理方針

当社は、当社または当社グループ金融機関が行う取引によってお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれがある取引を管理します。

1. 対象取引および特定方法

（1）対象取引

「利益相反のおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）」とは、当社または当社グループ金融機関が行う取引のうち、「お客さまの利益を不当に害するおそれがある取引」をいいます。

なお、「お客さま」とは、当社または当社グループ金融機関とすでに取引関係にある、または取引関係に入る可能性のあるお客さまをいいます。また、当社グループ金融機関とは、当社の関連会社のうち、別表に掲げる金融商品取引業者等に該当する会社をいいます。

（2）対象取引の類型および特定方法

①対象取引の類型

対象取引には次に掲げるような類型があります。

- お客さまの利益と当社または当社グループ金融機関の利益が相反する取引
- お客さまの利益と当社または当社グループ金融機関の他のお客さまの利益が相反する取引

②特定方法

対象取引に該当するか否かの特定については、個別事情を総合的に考慮のうえ特定します。

2. 対象取引の管理方法

対象取引に該当する取引を認識した場合、当該取引に関して次に掲げる方法その他の方法による措置を講じて、お客さまの保護を適切に行うよう管理します。

（1）対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門間で当該取引に係る情報について遮断を行う方法

（2）対象取引または当該お客さまとの取引の条件または方法を変更する、もしくは提供する役務を限定する方法

（3）対象取引または当該お客さまとの取引を回避する方法

（4）対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示し同意を取得する方法

3. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理部署および利益相反管理責任者を設置し、対象取引の特定および管理を統括するとともに、利益相反管理態勢の検証および改善ならびに利益相反管理に関する教育・研修を行います。

【別表】グループ金融機関

1．日立キャピタル株式会社

2．日立キャピタル信託株式会社

反社会的勢力への対応に関する基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等に対して毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、健全な企業経営を実現するため、以下のとおり基本方針を定めています。

1.取引を含めた関係遮断
反社会的勢力の不当要求等に対して毅然と対応する。また、反社会的勢力との関係を遮断する取組みを行う。

2.裏取引や資金提供の禁止
反社会的勢力に対して不祥事件等を隠蔽するような裏取引は絶対に行わない。また、いかなる理由があっても反社会的勢力に対する資金提供は行わない。

3.外部専門機関との連携
反社会的勢力を排除するために、平素から、警察、弁護士、暴力団追放運動推進センター等の外部機関と綿密に連携する。

4.組織としての対応
反社会的勢力への対応については、担当者や担当部署だけに任せずに、経営陣以下組織として対応するとともに、役職員等の安全を確保する。

5.有事における民事と刑事の法的対応
反社会的勢力による不当要求がなされた場合等には、積極的に外部専門機関に相談し、あらゆる民事上の法的対抗手段を講じるとともに、刑事事件化を躊躇しない。

リスク管理の態勢

当社では、「ERM基本方針」および各種ERM関連規程等を定め、リスク軽減・回避等を目的とした狭義の「リスク管理」にとどまらず、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、当社の企業価値の最大化を図ることを目的とした「戦略的リスク管理経営（ERM）」の実践に向けて取り組んでいます。

- ERM規程において、管理対象とすべきリスクを、「保険引受リスク」「資産運用リスク」「流動性リスク」「オペレーショナル・リスク」「ソルベンシー・マージン比率低下に伴うリスク」に分類し、それぞれのリスクの管理を担当する部を定め、各リスクの主管部署においてリスクの把握、分析・評価、コントロールを行っています。
- 各リスクの管理主管部署は、定量・定性両面からリスクの評価に努め、リスクの状況を把握するとともに、定期的、または必要に応じてERM委員会にリスク管理状況を報告しています。ERM委員会は、管理主管部署から報告を受けることにより、リスクの状況を適確に把握し、リスク管理に係る重要な方針・施策を審議・決定しています。
- 統合リスク管理として、保険引受リスク、資産運用リスクおよびオペレーショナル・リスクを対象に、統計的確率モデル等合理的な手法により算出された会社全体の統合リスク量を測定し、自己資本範囲内に収まっていることをモニタリングしています。
- リスク計量化手法の限界を補うために、外部環境の大幅な変化など、当社に大きな影響を与えるシナリオをリスクの種類・特性に応じて想定し、そのシナリオに基づいてストレステストを実施しています。なお、ストレステストの結果は、リスク管理の高度化に活用しています。

リスク管理体制

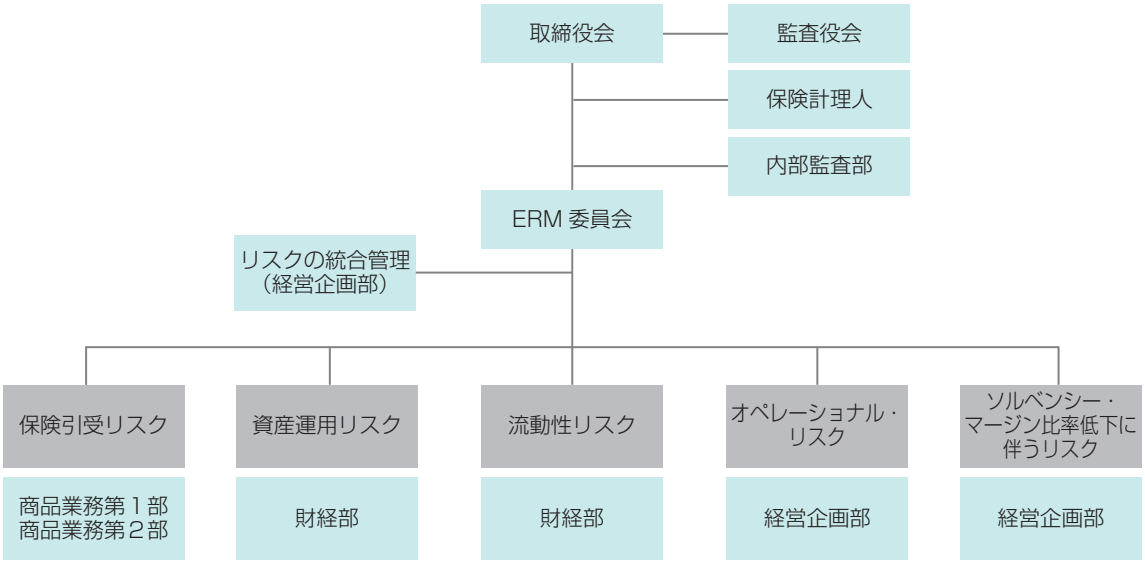

■ 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生状況等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます。

- 当社では、各保険商品（種目）毎に安定的な保険金支払いが可能となるよう適切な商品の開発・保険料率の設定を行うとともに、所定の引受基準に基づき保険引受を行っています。また、保有基準を設定し、これを超過する契約を引受ける場合は、取締役会の承認を経るか、再保険により危険分散を図り、過度なリスク集中を回避しています。
- 再保険契約においては、再保険会社の倒産などによる再保険金回収不能や過度の受再取引による巨額損失の責任負担等が発生する事態が考えられます。当社では、このような事態を防止するために、再保険細則を定め、再保険取引によるリスクを適切に管理するよう努めています。なお、台風などの風水災害リスクについては、ひとたび発生すると巨額の保険金支払責任を負う可能性があるため、その大部分について比例再保険を手配しています。

■ 資産運用リスク

資産運用リスクとは、株価・金利・為替などの市場の相場が変動すること、または与信先の破綻などにより保有する資産の価値が減少し、損失を被るリスクをいいます。

- 当社の運用資産は、国債を中心に構成されており、投資案件の信用格付、時価等の情報収集に努め、早期に資産の劣化を検出して健全性の確保に努めるとともに資産の自己査定を行い、適正な引当を行っています。
- 金利リスクについては、統計的な手法に基づきリスク量を測定するほか、定期的にストレステストを実施することにより厳正なリスクの把握に努めています。

■ 流動性リスク

流動性リスクとは、自然災害等巨大災害の発生に伴う巨額の保険金支払い等によって資金繰りが悪化し、通常よりも著しく不利な価格で資産売却せざるを得なくなるリスクや、市場の混乱等により取引ができなかったり、著しく不利な価格での取引を余儀なくされるリスクをいいます。

- 当社では、流動性リスクへの対応策として、流動性リスクに関わる諸情報の収集・分析を行い、手元流動性の状況を把握するとともに、流動性確保等の資金繰り管理、再保険回収にかかるリスクの管理を行っています。

■ オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員および保険募集人の活動、もしくはシステムが不適切であること等、内的要因または外的要因により当社が損失・損害を被るリスクをいいます。

- 当社は、オペレーショナル・リスクをさらに事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナル・リスクに分類し、それぞれのリスクに対して管理担当部署、またそれらを統括する管理主管部署を定めて、リスクの軽減および損失の最小化に努めています。
- 具体的には、当社では業務遂行上発生する不祥事件、顧客情報漏えい等の情報セキュリティ事故、システムダウンやサイバー攻撃等のシステム障害、苦情、事務処理ミス、監査指摘事項等を把握し、発生原因の分析およびこれらの事象に関連する「決裁権限表」、各種規程・マニュアル等と業務内容との整合性を把握、その評価、改善を行うことで、継続的なリスク軽減活動の運営・管理を行っています。

■ ソルベンシー・マージン比率低下に伴うリスク

ソルベンシー・マージン比率低下に伴うリスクとは、ソルベンシー・マージン比率の低下の結果、経済的価値もしくはブランド等の無形的な価値が変動または毀損することにより、損失を被るリスクをいいます。

- 当社は経営戦略・経営計画とソルベンシー・マージン比率との整合性に留意しつつ、中長期的な観点から経営の健全性が損なわれることのないようリスクを適切に管理しています。

健全な保険数理に基づく
責任準備金の確認についての合理性および妥当性

長期の第三分野保険（長期障害所得補償保険、長期就業不能所得補償保険）については、ストレステストおよび負債十分性テストを実施することで責任準備金の積み立ての適切性を確保しています。
ストレステストでは、予め設定されている予定事故発生率が十分なリスクをカバーしているかを確認します。具体的には、実績の保険事故発生率等に基づいて将来10年間の発生率に関するリスクを99.0%の確率でカバーすることができない場合、その不足額を危険準備金Ⅳとして積み立てます。また、リスクの97.7%をカバーすることができない場合、さらに負債十分性テストを実施し、追加して責任準備金を積み立てることの要否を検討します。
当社では、詳細な実施手続きを社内規程に定めており、それに基づき合理的かつ妥当なストレステストを実施しています。
ストレステストの結果、平成26年度は、十分なリスクをカバーしていることが確認されたため、危険準備金Ⅳおよび追加責任準備金の積み立ては行っていません。

2. 会社の主要な業務に関する事項

■平成26年度の事業の概況 …… 25
■主要な業務の状況を示す指標の推移 …… 25
■業務の状況を示す指標および保険契約に関する指標 …… 26
■経理に関する指標 …… 29
■資産運用に関する指標 …… 32
■特別勘定に関する指標 …… 36
■責任準備金の残高 …… 36
■期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト） …… 36
■事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表 …… 36

2

平成26年度の事業の概況

平成26年度のわが国経済は、経済対策や金融政策等の効果により、企業収益の増加や雇用の改善が見られたものの、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減や円安による物価上昇等の影響により、先行き不透明な状況で推移いたしました。

この様な状況の下、当社は、収入保険料の拡大と経営基盤の拡充を図りつつ、ガバナンスの強化等、業務改革に引き続き努めてまいりました。

当期の元受正味保険料は3,674百万円となり、前期に比べて162百万円、4.6%増収いたしました。元受正味保険料に受再正味保険料を加え、出再正味保険料を差し引いた正味収入保険料は、前期に比べて135百万円、3.8%増収し、3,667百万円となりました。

当期の正味支払保険金は1,009百万円となり、前期に比べて145百万円、16.8%増加いたしました。また、正味損害率は31.7%となり、前期より3.2ポイント上昇いたしました。

回収再保険見込額と既発生未報告損害に対する支払備金を加減した正味支払備金は、181百万円を繰り入れた結果、当期末残高は4,295百万円となりました。責任準備金は、139百万円を繰り入れた結果、当期末残高は3,082百万円となりました。

営業費及び一般管理費につきましては、前期に比べて8百万円増加し、1,109百万円となりました。

また、資産運用収益は、安全性と流動性を確保するため、国債等の債券を中心に運用した結果、21百万円となりました。

以上の結果、経常利益は529百万円となり、法人税等を控除した当期純利益は292百万円となりました。

今後の課題といたしましては、引き続き、傷害保険事業における事業基盤の拡大、安定化とともに、信用保険事業の更なる拡大により、企業収益の向上を目指すとともに、常にお客さまの視点に立ち、企業の社会的責任を自覚し、企業倫理の実践により、皆様から信頼される会社を目指してまいります。

（注）本誌（以下の諸表を含む）における保険料等の金額は、記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は、小数点第2位を四捨五入し小数点第1位まで表示しております。

主要な業務の状況を示す指標の推移（過去5事業年度）

（単位：百万円）

項目＼年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常収益	3,697	3,993	3,785	3,563	3,707
経常利益	676	391	846	278	529
当期純利益	616	269	579	347	292
資本金 （発行済株式総数）	6,200 （156,000株）	6,200 （156,000株）	6,200 （156,000株）	6,200 （156,000株）	6,200 （156,000株）
純資産額	3,791	4,075	4,665	5,016	5,314
総資産額 （積立勘定として経理された資産額）	9,677 （　－　）	10,936 （　－　）	11,714 （　－　）	12,505 （　－　）	13,189 （　－　）
責任準備金残高	2,311	2,651	2,554	2,942	3,082
貸付金残高	1	1	1	0	180
有価証券残高	5,486	6,935	8,039	8,883	5,582
ソルベンシー・マージン比率*	2,377.5%	1,822.6%	1,834.1%	2,351.1%	2,456.3%
配当性向	－	－	－	－	－
従業員数	81名	89名	95名	97名	99名
正味収入保険料	3,615	3,935	3,652	3,532	3,667

（注）ソルベンシー・マージン比率は、平成23年度末から現行基準が適用されており、平成22年度までの比率と異なる基準で算出されております。

＊ソルベンシー・マージン比率：P.47の解説をご覧ください。

業務の状況を示す指標および保険契約に関する指標（過去3事業年度）

■ 正味収入保険料

（単位：百万円）

種目＼年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
火災	0	0	0
傷害	2,608	2,613	2,633
信用	1,043	915	1,034
費用・利益	–	2	–
合計	3,652	3,532	3,667

（注）正味収入保険料＝元受正味保険料＋受再正味保険料－出再正味保険料

■ 元受正味保険料

（単位：百万円）

種目＼年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
火災	54	53	56
傷害	2,529	2,539	2,583
信用	1,043	915	1,034
費用・利益	–	2	–
合計	3,626	3,511	3,674

（注）元受正味保険料＝元受保険料－（元受解約返戻金＋元受その他返戻金）

■ 受再正味保険料

（単位：百万円）

種目＼年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
火災	0	0	0
傷害	89	85	61
信用	–	–	–
費用・利益	–	–	–
合計	90	85	61

（注）受再正味保険料＝受再保険料－（受再解約返戻金＋受再その他返戻金）

■ 支払再保険料

（単位：百万円）

種目＼年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
火災	54	53	56
傷害	10	10	11
信用	–	–	–
費用・利益	–	–	–
合計	65	64	67

（注）支払再保険料＝出再保険料－（再保険返戻金＋その他再保険収入）

■ 解約返戻金

（単位：百万円）

種目＼年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
火災	8	9	9
傷害	1	1	1
信用	–	–	–
費用・利益	–	–	–
合計	10	10	10

（注）解約返戻金＝元受解約返戻金＋受再解約返戻金

■ 保険引受利益

（単位：百万円）

種目＼年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
火災	△37	△29	△26
傷害	△33	△251	72
信用	898	638	473
費用・利益	–	△42	△11
合計	827	315	508

（注）保険引受利益＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支

■ 正味支払保険金

（単位：百万円）

種目＼年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
火災	0	0	1
傷害	765	683	745
信用	168	180	263
費用・利益	－	－	－
合計	934	864	1,009

（注）正味支払保険金＝元受正味保険金＋受再正味保険金－出再正味保険金

■ 元受正味保険金

（単位：百万円）

種目＼年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
火災	69	19	63
傷害	689	617	692
信用	168	180	263
費用・利益	－	－	－
合計	926	817	1,019

（注）元受正味保険金＝元受保険金－元受保険金戻入

■ 受再正味保険金

（単位：百万円）

種目＼年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
火災	－	－	－
傷害	76	67	54
信用	－	－	－
費用・利益	－	－	－
合計	76	67	54

（注）受再正味保険金＝受再保険金－受再保険金戻入

■ 回収再保険金

（単位：百万円）

種目＼年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
火災	68	19	62
傷害	0	1	1
信用	－	－	－
費用・利益	－	－	－
合計	68	20	63

（注）回収再保険金＝出再保険金－再保険金割戻

■ 一人当たり保険料

（単位：百万円）

区分＼年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
従業員一人当たり元受正味保険料	38	36	37

（注）従業員一人当たり元受正味保険料＝元受正味保険料÷従業員数

■ 契約者配当金の額

該当事項はありません。

■ 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

（単位：%）

種目＼年度	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	2,560.7	7,345.1	9,905.8	2,897.2	12,036.9	14,934.1	5,884.1	14,431.6	20,315.7
傷害	33.9	54.8	88.7	30.2	55.4	85.6	32.5	56.1	88.6
信用	19.9	11.7	31.6	23.0	13.6	36.6	28.7	16.0	44.7
費用・利益	－	－	－	116.1	1,588.1	1,704.2	－	－	－
合計	30.2	43.3	73.5	28.5	46.3	74.8	31.7	45.7	77.4

（注）1.正味損害率＝（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料
2.正味事業費率＝（諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷正味収入保険料
3.合算率＝正味損害率＋正味事業費率

■ 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

（単位：%）

種目＼年度	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	71.9	31.2	103.2	54.2	32.7	86.9	90.3	20.9	111.2
傷害	40.8	55.1	95.9	35.9	55.5	91.4	40.5	56.6	97.2
信用	20.5	9.2	29.7	27.5	13.8	41.3	27.2	15.8	43.0
費用・利益	－	－	－	696.5	9,528.4	10,224.9	35.6	598.8	634.3
合計	34.7	39.4	74.1	34.2	45.7	79.8	37.8	44.8	82.6

（注）1.地震保険に係る金額を除いて記載しております。
2.発生損害率＝（出再控除前の発生損害額＋損害調査費）÷出再控除前の既経過保険料
3.事業費率＝（支払諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷出再控除前の既経過保険料
4.合算率＝発生損害率＋事業費率
5.出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額
6.出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額

■ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

（単位：%）

区分＼年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
国内契約	100.0	100.0	100.0
海外契約	－	－	－

（注）上表は、収入保険料（元受正味保険料と受再正味保険料の合計）について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

■ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合（%）
平成25年度	1	100.0
平成26年度	1	100.0

（注）出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象にしております。

■ 出再保険料の格付ごとの割合

（単位：%）

格付区分	A以上	BBB以上	その他（格付なし・不明・BB以下）	合計
平成25年度	－	－	－	－
平成26年度	－	－	－	－

（注）プール出再を除き、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者の該当はありません。

■ 未収再保険金

（単位：百万円）

種目計＼年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1　年度開始時の未収再保険金	1	0	9
2　当該年度に回収できる事由が発生した額	47	16	62
3　当該年度回収等	48	7	69
4　年度末の未収再保険金（1＋2－3）	0	9	2

（注）地震保険に係る金額を除いております。

経理に関する指標（過去3事業年度）

■ 支払備金

（単位：百万円）

種目＼年度	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末
火災	0	0	0
傷害	3,856	4,001	4,195
信用	73	111	99
費用・利益	–	–	–
合計	3,929	4,113	4,295

■ 責任準備金

（単位：百万円）

種目＼年度	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末
火災	65	63	62
傷害	1,549	2,032	2,066
信用	940	843	953
費用・利益	–	2	0
合計	2,554	2,942	3,082

■ 責任準備金積立水準

区分＼年度		平成25年度末	平成26年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積 立 率		100.0%	100.0%

（注）1.積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
2.保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
3.積立率＝（実際に積立てている普通責任準備金＋払戻積立金）÷（下記（1）～（3）の合計額）
（1）標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金（保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る）
（2）標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
（3）平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

■ 引当金明細表

（単位：百万円）

区分		平成24年度		平成25年度		平成26年度				摘要
		増減額	期末残高	増減額	期末残高	増加額	減少額 目的使用	減少額 その他	期末残高	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	1	2	5	8	4	–	8	4	
	個別貸倒引当金	△0	4	27	31	0	28	3	0	
	特定海外債権引当勘定	–	–	–	–	–	–	–	–	
	計	1	6	33	39	5	28	11	5	
役員退職慰労引当金		–	–	–	–	–	–	–	–	
賞与引当金		△1	32	4	36	41	36	–	41	
価格変動準備金		△6	1	1	3	1	–	–	4	

（注）退職給付引当金に関する事項は、P.40に記載しております。

■ 貸付金償却の額

該当事項はありません。

■ 資本金等明細表（含む利益準備金および任意積立金）

（単位：百万円）

区分			平成24年度期末残高	平成25年度期末残高	平成26年度			摘要
					増加額	減少額	期末残高	
資本金			6,200	6,200	－	－	6,200	
	うち既発行株式	普通株式	(156,000株) 6,200	(156,000株) 6,200	(　－　株) －	(　－　株) －	(156,000株) 6,200	
		計	(156,000株) 6,200	(156,000株) 6,200	(　－　株) －	(　－　株) －	(156,000株) 6,200	
資本準備金およびその他資本剰余金	資本準備金		1,600	1,600	－	－	1,600	
	その他資本剰余金		－	－	－	－	－	
	計		1,600	1,600	－	－	1,600	
利益準備金および任意積立金	利益準備金		－	－	－	－	－	
	任意積立金		－	－	－	－	－	
	計		－	－	－	－	－	

■ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	36百万円 （注）異常危険準備金残高の取崩額はありません。

■ 事業費（含む損害調査費）

（単位：百万円）

区分＼年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人件費	667	706	743
物件費	516	515	494
税金・拠出金	24	22	24
負担金	－	－	－
諸手数料及び集金費	543	554	585
合計	1,752	1,798	1,846

（注）1.金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」ならびに「諸手数料及び集金費」の合計額であります。
2.負担金は保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金であります。

■ 減価償却費明細表

（単位：百万円）

資産の種類	取得原価	平成26年度償却額	償却累計額	平成26年度末残高	償却累計率
有形固定資産	43	3	12	30	29.0%
（建物）	（ 36）	（ 2）	（ 8）	（ 28）	（ 22.7%）
（その他の有形固定資産）	（ 6）	（ 0）	（ 4）	（ 1）	（ 67.7%）
無形固定資産	174	27	113	60	65.0%
合計	217	31	125	91	57.9%

■ 固定資産処分益

（単位：百万円）

区分＼年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
有形固定資産	－	－	－
（建物）	（ －）	（ －）	（ －）
（その他の有形固定資産）	（ －）	（ －）	（ －）
無形固定資産	－	－	－
合計	－	－	－

■ 固定資産処分損

（単位：百万円）

区分＼年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
有形固定資産	－	－	－
（建物）	（ －）	（ －）	（ －）
（その他の有形固定資産）	（ －）	（ －）	（ －）
無形固定資産	－	－	－
合計	－	－	－

資産運用に関する指標（過去3事業年度）

■ 資産運用方針

当社は、資産運用に当たって、将来の保険金支払い等に備えるべく、安全性・流動性の確保を第一とし、保険種目に応じた負債特性を考慮した資産運用を行っております。また、リスク管理にも十分留意した資産運用を行っております。

■ 現金および預貯金

（単位：百万円）

区分＼年度	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末
現金	－	－	－
預貯金	3,242	2,884	6,681
（郵便振替・郵便貯金）	（ 0）	（ 0）	（ 0）
（当座預金）	（ －）	（ －）	（ －）
（普通預金）	（ 1,031）	（ 1,183）	（ 3,080）
（通知預金）	（ －）	（ －）	（ －）
（定期預金）	（ 2,210）	（ 1,700）	（ 3,600）
合計	3,242	2,884	6,681

■ 資産運用の概況

（単位：百万円）

区分＼年度	平成24年度末		平成25年度末		平成26年度末	
		構成比		構成比		構成比
預貯金	3,242	27.7%	2,884	23.1%	6,681	50.7%
コールローン	－	－	－	－	－	－
買現先勘定	－	－	－	－	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－	－	－
商品有価証券	－	－	－	－	－	－
金銭の信託	－	－	－	－	－	－
有価証券	8,039	68.6%	8,883	71.0%	5,582	42.3%
貸付金	1	0.0%	0	0.0%	180	1.4%
土地・建物	30	0.3%	31	0.2%	28	0.2%
運用資産計	11,313	96.6%	11,799	94.4%	12,472	94.6%
総資産	11,714	100.0%	12,505	100.0%	13,189	100.0%

■ 利息配当収入の額および運用資産利回り

（単位：百万円）

区分＼年度	平成24年度	利回り	平成25年度	利回り	平成26年度	利回り
預貯金	3	0.09%	1	0.06%	2	0.05%
コールローン	–	–	–	–	–	–
買現先勘定	–	–	–	–	–	–
債券貸借取引支払保証金	–	–	–	–	–	–
買入金銭債権	–	–	–	–	–	–
商品有価証券	–	–	–	–	–	–
金銭の信託	–	–	–	–	–	–
有価証券	18	0.25%	18	0.21%	19	0.26%
貸付金	–	–	–	–	0	0.19%
土地・建物	–	–	–	–	–	–
小計	21	0.20%	19	0.17%	21	0.18%
その他	–		–		–	
合計	21		19		21	

（注）1.収入金額は損益計算書における「利息及び配当金収入」の金額であります。
2.平均運用額は原則として各月末残高（取得原価または償却原価）の平均に基づいて算出しております。
3.「資産運用利回り（実現利回り）」は、平成24年度は0.10%、平成25年度は0.17%、平成26年度は0.18%であります。
4.利回りの計算方法
（1）運用資産利回り（インカム利回り）=利息及び配当金収入÷月平均運用額
（2）資産運用利回り（実現利回り）=（資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用）÷月平均運用額

■ 海外投融資残高および構成比および海外投融資利回り

該当事項はありません。

■ 商品有価証券の平均残高および売買高

該当事項はありません。

■ 保有有価証券の種類別残高および合計に対する構成比

（単位：百万円）

区分＼年度	平成24年度末	構成比	平成25年度末	構成比	平成26年度末	構成比
国債	7,212	89.7%	7,015	79.0%	3,614	64.7%
地方債	323	4.0%	319	3.6%	316	5.7%
社債	502	6.3%	1,549	17.4%	1,651	29.6%
株式	–	–	–	–	–	–
外国証券	–	–	–	–	–	–
その他の証券	–	–	–	–	–	–
合計	8,039	100.0%	8,883	100.0%	5,582	100.0%

■ 保有有価証券利回り（インカム利回り）

区分＼年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
公社債	0.25%	0.21%	0.26%
株式	–	–	–
外国証券	–	–	–
その他の証券	–	–	–
合計	0.25%	0.21%	0.26%

■ 有価証券の種類別の残存期間別残高

（単位：百万円）

	区分＼期間	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超（期間の定めのないものを含む）	合計
平成24年度末	国債	6,499	199	513	–	–	–	7,212
	地方債	–	–	–	323	–	–	323
	社債	200	302	–	–	–	–	502
	株式	–	–	–	–	–	–	–
	外国証券	–	–	–	–	–	–	–
	その他の証券	–	–	–	–	–	–	–
	合計	6,699	502	513	323	–	–	8,039
平成25年度末	国債	5,699	409	906	–	–	–	7,015
	地方債	–	–	319	–	–	–	319
	社債	301	–	299	633	314	–	1,549
	株式	–	–	–	–	–	–	–
	外国証券	–	–	–	–	–	–	–
	その他の証券	–	–	–	–	–	–	–
	合計	6,000	409	1,525	633	314	–	8,883
平成26年度末	国債	2,500	810	303	–	–	–	3,614
	地方債	–	–	316	–	–	–	316
	社債	–	200	501	950	–	–	1,651
	株式	–	–	–	–	–	–	–
	外国証券	–	–	–	–	–	–	–
	その他の証券	–	–	–	–	–	–	–
	合計	2,500	1,011	1,120	950	–	–	5,582

■ 業種別保有株式の額

該当事項はありません。

■ 貸付金の残存期間別の残高

（単位：百万円）

区分＼期間		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超（期間の定めのないものを含む）	合計
平成24年度末		0	0	–	–	–	–	1
平成25年度末		0	–	–	–	–	–	0
平成26年度末	変動金利	–	–	–	–	–	–	–
	固定金利	–	–	–	–	–	180	180
	合計	–	–	–	–	–	180	180

■ 担保別貸付金残高

貸付金残高は、福利厚生用従業員向け貸付および日立キャピタルグループ会社間の資金集中取引制度への貸付であり、担保は取得しておりません。

■ 使途別の貸付金残高および構成比

貸付金残高は、福利厚生用従業員向け貸付および日立キャピタルグループ会社間の資金集中取引制度への貸付であります。

■ 業種別の貸付残高および貸付残高の合計に対する割合

（単位：百万円）

区分＼年度	平成24年度末	構成比	平成25年度末	構成比	平成26年度末	構成比
農林・水産業	－	－	－	－	－	－
鉱業・採石業・砂利採取業	－	－	－	－	－	－
建設業	－	－	－	－	－	－
製造業	－	－	－	－	－	－
卸売業・小売業	－	－	－	－	－	－
金融業・保険業	－	－	－	－	180	100.0%
不動産業・物品賃貸業	－	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	－
運輸業・郵便業	－	－	－	－	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－
サービス業等	－	－	－	－	－	－
その他	1	100.0%	0	100.0%	－	－
（うち個人住宅・消費者ローン）	（ 1）	（100.0%）	（ 0）	（100.0%）	（ －）	（ －）
計	1	100.0%	0	100.0%	180	100.0%
公共団体	－	－	－	－	－	－
公社・公団	－	－	－	－	－	－
約款貸付	－	－	－	－	－	－
合計	1	100.0%	0	100.0%	180	100.0%

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じております。

■ 規模別の貸付金残高および貸付残高の合計に対する割合

（単位：百万円）

区分＼年度	平成24年度末	構成比	平成25年度末	構成比	平成26年度末	構成比
大企業	－	－	－	－	180	100.0%
中堅企業	－	－	－	－	－	－
中小企業	－	－	－	－	－	－
その他	1	100.0%	0	100.0%	－	－
一般貸付計	1	100.0%	0	100.0%	180	100.0%

（注）1.大企業とは、資本金10億円以上の企業であります。
2.中堅企業とは、1の「大企業」および3の「中小企業」以外の企業であります。
3.中小企業とは、資本金3億円以下の企業であります。（ただし、卸売業は資本金1億円以下、小売業、飲食業、サービス業は資本金5千万円以下の企業であります。）
4.その他とは、福利厚生用従業員向け貸付であります。

■ 有形固定資産明細表

（単位：百万円）

区分＼年度	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末
土地	－	－	－
建物	30	31	28
建設仮勘定	－	－	－
小計	30	31	28
リース資産	－	－	－
その他の有形固定資産	0	0	1
合計	31	31	30

（注）上記有形固定資産は、すべて営業用であります。

■ 長期性資産

該当事項はありません。

特別勘定に関する指標（過去3事業年度）

■ **特別勘定資産残高**

該当事項はありません。

■ **特別勘定資産**

該当事項はありません。

■ **特別勘定の運用収支**

該当事項はありません。

責任準備金の残高（過去3事業年度）

（単位：百万円）

種目＼年度	平成24年度末						平成25年度末						平成26年度末					
	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	36	28	0	−	−	65	35	28	0	−	−	63	33	28	0	−	−	62
傷害	840	706	0	2	−	1,549	816	1,213	0	2	−	2,032	765	1,297	0	2	−	2,066
信用	761	178	−	−	−	940	635	207	−	−	−	843	713	240	−	−	−	953
費用・利益	−	−	−	−	−	−	2	0	−	−	−	2	−	0	−	−	−	0
合計	1,638	913	0	2	−	2,554	1,489	1,449	0	2	−	2,942	1,512	1,567	0	2	−	3,082

期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

（単位：百万円）

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る当期支払保険金	前期以前発生事故に係る当期末支払備金	当期把握見積り差額
平成22年度	2,778	805	2,101	△128
平成23年度	2,830	626	2,520	△316
平成24年度	3,415	665	2,843	△93
平成25年度	3,670	658	2,989	22
平成26年度	3,895	818	3,263	△187

（注）1.国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
2.地震保険に係る金額を除いて記載しております。
3.当期把握見積り差額=期首支払備金－（前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金）

事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

■ **傷害**

（単位：百万円）

	事故発生年度	平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	事故発生年度末	721			924			778			793			768		
	1年後	754	1.05	32	954	1.03	29	816	1.05	38	661	0.83	△132			
	2年後	682	0.90	△72	920	0.96	△34	851	1.04	35						
	3年後	683	1.00	1	991	1.08	71									
	4年後	712	1.04	28												
最終損害見積り額		712			991			851			661			768		
累計保険金		455			500			368			132			29		
支払備金		256			490			483			529			739		

（注）1.国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
2.「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
3.「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

3. 財産の状況

■計算書類 …… 38
■リスク管理債権 …… 46
■元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況（保険金信託業務を行う場合） …… 46
■債務者区分に基づいて区分された債権 …… 46
■ソルベンシー・マージン比率 …… 47
■時価情報等 …… 48
■備考 …… 49
■財務諸表の適正性および財務諸表作成に係る内部監査の有効性について …… 49

3

計算書類（過去2事業年度）

■ 貸借対照表

（単位：百万円、%）

科目＼年度	平成25年度（平成26年3月31日現在） 金額	構成比	平成26年度（平成27年3月31日現在） 金額	構成比	増減率
（資産の部）					
現金及び預貯金	2,884	23.1	6,681	50.7	131.7
預貯金	2,884	23.1	6,681	50.7	131.7
有価証券	8,883	71.0	5,582	42.3	△37.2
国債	7,015	56.1	3,614	27.4	△48.5
地方債	319	2.6	316	2.4	△1.0
社債	1,549	12.4	1,651	12.5	6.6
貸付金	0	0.0	180	1.4	35,929.1
一般貸付	0	0.0	180	1.4	35,929.1
有形固定資産	31	0.3	30	0.2	△3.2
建物	31	0.2	28	0.2	△8.6
その他の有形固定資産	0	0.0	1	0.0	603.8
無形固定資産	84	0.7	60	0.5	△28.2
ソフトウェア	84	0.7	60	0.5	△28.2
その他の無形固定資産	0	0.0	0	0.0	0.0
その他資産	359	2.9	321	2.4	△10.4
未収保険料	5	0.0	7	0.1	32.7
代理店貸	79	0.6	77	0.6	△2.5
共同保険貸	5	0.0	9	0.1	68.8
再保険貸	8	0.1	2	0.0	△72.0
外国再保険貸	0	0.0	0	0.0	△71.8
未収金	87	0.7	85	0.6	△2.8
未収収益	3	0.0	4	0.0	20.8
預託金	92	0.7	92	0.7	△0.4
仮払金	74	0.6	42	0.3	△43.0
前払年金費用	27	0.2	50	0.4	83.3
繰延税金資産	272	2.2	285	2.2	4.8
貸倒引当金	△39	△0.3	△5	△0.0	−
資産の部合計	12,505	100.0	13,189	100.0	5.5

■ 貸借対照表の注記（平成26年度）

1. 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。
   (1) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行っております。
   (2) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。
   なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法により行っております。
   (3) その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
2. 有形固定資産の減価償却は、定額法により行っております。
3. 無形固定資産の減価償却は、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により行っております。
4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠しております。
5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。
   今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。
   上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等に基づき貸倒実績率を算出し、それを基礎として求めた予想損失率を債権額に乗じることにより、今後の一定期間における損失見込額を算出し、当該損失見込額を引き当てております。
   また、全ての債権について、資産の自己査定基準に基づき各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

（単位：百万円、%）

科目＼年度	平成25年度（平成26年3月31日現在） 金額	構成比	平成26年度（平成27年3月31日現在） 金額	構成比	増減率
（負債の部）					
保険契約準備金	7,056	56.4	7,377	55.9	4.6
支払備金	4,113	32.9	4,295	32.6	4.4
責任準備金	2,942	23.5	3,082	23.4	4.8
その他負債	336	2.7	388	2.9	15.4
共同保険借	9	0.1	7	0.1	△21.8
再保険借	14	0.1	15	0.1	3.1
外国再保険借	0	0.0	0	0.0	4.6
未払法人税等	91	0.7	164	1.2	79.6
未払金	105	0.8	91	0.7	△12.6
仮受金	115	0.9	108	0.8	△5.4
退職給付引当金	56	0.4	61	0.5	9.9
賞与引当金	36	0.3	41	0.3	14.8
特別法上の準備金	3	0.0	4	0.0	32.5
価格変動準備金	3	0.0	4	0.0	32.5
負債の部合計	7,488	59.9	7,874	59.7	5.1
（純資産の部）					
資本金	6,200	49.6	6,200	47.0	0.0
資本剰余金	1,600	12.8	1,600	12.1	0.0
資本準備金	1,600	12.8	1,600	12.1	0.0
利益剰余金	△2,801	△22.4	△2,508	△19.0	－
その他利益剰余金	△2,801	△22.4	△2,508	△19.0	－
繰越利益剰余金	△2,801	△22.4	△2,508	△19.0	－
株主資本合計	4,998	40.0	5,291	40.1	5.9
その他有価証券評価差額金	17	0.1	23	0.2	36.6
評価・換算差額等合計	17	0.1	23	0.2	36.6
純資産の部合計	5,016	40.1	5,314	40.3	6.0
負債及び純資産の部合計	12,505	100.0	13,189	100.0	5.5

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌期から費用処理しております。

7. 賞与引当金の計上方法は、従業員賞与に充てるため、当期末における支給見込額を基準に計上しております。
8. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
9. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。
なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
10. 保険業法施行規則第70条第3項に基づき、責任準備金を追加して積み立てることとしております。
これにより、当期末において、積み立てている額はありません。
11. 有形固定資産の減価償却累計額は、12百万円であります。
12. (1) 貸付金のうち、破綻先債権額ならびに延滞債権額はありません。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまで（貸倒引当金への繰入限度額）に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
(2) 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はありません。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額はありません。

13. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。
(1) 退職給付債務およびその内訳

退職給付債務	△287百万円
年金資産	226百万円
未積立退職給付債務	△60百万円
未認識数理計算上の差異	52百万円
未認識過去勤務費用	△2百万円
貸借対照表計上額の純額	△10百万円
前払年金費用	50百万円
退職給付引当金	△61百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法		給付算定式基準
割引率	退職一時金	0.7%
	企業年金基金	1.2%
長期期待運用収益率		2.0%
過去勤務費用の処理年数		14.7年
数理計算上の差異の処理年数		16.6年～19.7年

14. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	4,320百万円
上記に係る出再支払備金	25百万円
差引(イ)	4,295百万円
地震保険に係る支払備金(ロ)	－百万円
計　(イ)＋(ロ)	4,295百万円

15. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	3,116百万円
上記に係る出再責任準備金	1,603百万円
差引(イ)	1,512百万円
その他責任準備金(ロ)	1,570百万円
計　(イ)＋(ロ)	3,082百万円

16. 繰延税金資産の総額は823百万円、繰延税金負債の総額は9百万円であります。
また、評価性引当額として繰延税金資産から控除した額は528百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金553百万円、支払備金241百万円であります。
17. 関係会社との金銭債権は208百万円、金銭債務は25百万円であります。
18. 1株当たりの純資産額は、34,070円26銭であります。
19. 金額は、記載単位未満を切捨てて表示しております。

(金融商品関係)

当期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当社は保険会社の運用資金の性格をふまえ、安全性、流動性、収益性を総合的に検討しながらリスク管理に十分留意し、債券、預金等による資産運用を行っております。また、負債特性に留意し、流動性に配慮した投資期間としております。
(2) 金融商品の内容およびそのリスク
当社は、債券等の固定金利資産を保有していることから、金利が上昇した場合には資産価値が減少するなど、市場関連リスクに晒されております。また、当社が保有している有価証券などは、発行体等の信用力の低下や破綻により、価値が大幅に減少する、あるいは利息や元本の回収が不能になるなど、信用リスクに晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
当社では、当社が抱えるリスクの状況を的確に把握し、不測の損失を回避し、適切にリスクをコントロールすることで財務の健全性を確保するとともに、リスクと収益を適切に管理し、リスクが発現した場合には的確な対応をとる態勢を構築するために、「ERM基本方針」を定め、「ERM委員会」を設置しております。また、管理対象リスクごとに管理主管部署を定め、主管部署が「ERM基本方針」、「資産運用リスク管理規程」および「流動性リスク管理規程」に従い、適切にリスク管理を行い、定期的にERM委員会にリスク管理状況を報告しております。
①資産運用リスク(市場関連リスク・信用リスク)の管理
当社では、運用資産を国債、地方債、社債等を中心に構成し、投資案件の信用格付、時価等の情報収集に努め、早期に資産の劣化を検出して健全性の確保に努めるとともに、適正に資産の自己査定を行っております。
②流動性リスクの管理
当社では、日々の資金繰り管理のほかに、巨大災害発生時の保険金支払いなどの資金流出額を予想し、それに対応できる流動性資産が十分に確保されているかを把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預貯金	6,681	6,681	−
(2)有価証券	5,582	5,583	1
満期保有目的の債券	199	201	1
その他有価証券	5,382	5,382	−
資産計	12,264	12,265	1

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

1）現金及び預貯金

現金及び預貯金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2）有価証券

債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

（注2）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	3,600	−	−	−
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	200	−	−	−
その他有価証券				
国債	2,300	1,100	−	−
地方債	−	300	−	−
社債	−	700	900	−
合計	6,100	2,100	900	−

（注3）有価証券の保有目的ごとの区分における時価等

1）満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	199	201	1
合計		199	201	1

2）その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	3,781	3,748	33
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	1,600	1,600	△0
合計		5,382	5,349	33

■ 損益計算書

（単位：百万円、%）

科目 ＼ 年度		平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）	平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）	増減率
経常損益の部	経常収益	3,563	3,707	4.0
	保険引受収益	3,532	3,667	3.8
	正味収入保険料	3,532	3,667	3.8
	資産運用収益	19	21	10.8
	利息及び配当金収入	19	21	10.8
	その他経常収益	11	17	50.7
	貸倒引当金戻入額	–	6	–
	その他の経常収益	11	11	△0.7
	経常費用	3,285	3,178	△3.2
	保険引受費用	2,135	2,068	△3.1
	正味支払保険金	864	1,009	16.8
	損害調査費	143	152	6.2
	諸手数料及び集金費	554	585	5.5
	支払備金繰入額	185	181	△1.9
	責任準備金繰入額	387	139	△63.9
	資産運用費用	–	–	–
	営業費及び一般管理費	1,100	1,109	0.8
	その他経常費用	48	0	△99.7
	貸倒引当金繰入額	37	–	△100.0
	その他の経常費用	11	0	△98.5
	経常利益	278	529	89.8
特別損益の部	特別利益	–	–	–
	特別損失	1	1	△38.2
	価格変動準備金繰入額	1	1	△38.2
税引前当期純利益		277	528	90.6
法人税及び住民税		210	250	19.2
法人税等調整額		△280	△14	–
法人税等合計		△70	235	–
当期純利益		347	292	△15.8

■ 損益計算書の注記（平成26年度）

1. 関係会社との取引による収益総額は799百万円、費用総額は456百万円であります。

2. ①正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	3,735百万円
支払再保険料	67百万円
差引	3,667百万円

②正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	1,073百万円
回収再保険金	63百万円
差引	1,009百万円

③諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	597百万円
出再保険手数料	12百万円
差引	585百万円

④支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	188百万円
同上にかかる出再支払備金	7百万円
差引(イ)	181百万円
地震保険にかかる支払備金繰入額(ロ)	−百万円
計　(イ)+(ロ)	181百万円

⑤責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	△62百万円
同上にかかる出再責任準備金	△84百万円
差引(イ)	22百万円
その他責任準備金繰入額(ロ)	117百万円
計　(イ)+(ロ)	139百万円

⑥利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	2百万円
有価証券利息	19百万円
貸付金利息	0百万円
計	21百万円

3. 当期における法定実効税率は、30.78%であります。

4. 1株当たりの当期純利益は、1,874円86銭であります。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

退職給付費用およびその内訳

勤務費用	28百万円
利息費用	3百万円
期待運用収益	△3百万円
数理計算上の差異の費用処理額	2百万円
過去勤務費用の費用処理額	△0百万円
退職給付費用	30百万円
確定拠出年金への掛金支払額	3百万円
計	33百万円

6. 関連当事者との取引に関する主な事項は次のとおりであります。

種類	会社等の名称	所在地	資本金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	期末残高（百万円）
親会社	日立キャピタル株式会社	東京都港区	9,983	金融サービス	被所有 直接 79.4%	当社保険の販売 役員の兼任	信用保険取引	正味収入保険料 726 正味支払保険金 186	未収保険料 6
							日立キャピタルグループ会社間の資金集中取引（プーリング取引）	資金の預入 180 利息の受取 0	貸付金 180

(注) 1.取引金額に消費税等は含まれておりません。
2.取引条件ないし取引条件の決定方針
信用保険取引については、一般の取引と同様の条件をもって決定しております。
資金集中取引については、市場金利に連動した利率を適用しております。

7. 金額は、記載単位未満を切捨てて表示しております。

■ キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科目 ＼ 年度	平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）	平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益（△は損失）	277	528
減価償却費	26	31
支払備金の増減額（△は減少）	185	181
責任準備金の増減額（△は減少）	387	139
貸倒引当金の増減額（△は減少）	37	△34
退職給付引当金の増減額（△は減少）	3	5
賞与引当金の増減額（△は減少）	4	5
価格変動準備金の増減額（△は減少）	1	1
利息及び配当金収入	△19	△21
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	△42	△2
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	△28	△0
その他	11	28
小　　計	844	861
利息及び配当金の受取額	30	33
法人税等の支払額	△351	△178
営業活動によるキャッシュ・フロー	523	716
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額（△は増加）	510	△1,900
有価証券の取得による支出	△8,445	△2,703
有価証券の売却・償還による収入	7,600	6,000
貸付けによる支出	－	△180
貸付金の回収による収入	0	0
資産運用活動計	△334	1,217
（営業活動及び資産運用活動計）	（188）	（1,934）
有形固定資産の取得による支出	△3	△1
その他	△33	△35
投資活動によるキャッシュ・フロー	△371	1,180
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	－	－
現金及び現金同等物に係る換算差額	－	－
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	152	1,897
現金及び現金同等物期首残高	1,032	1,184
現金及び現金同等物期末残高	1,184	3,081

■ キャッシュ・フロー計算書の注記（平成26年度）

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預貯金	6,681百万円
有価証券	5,582百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△3,600百万円
現金同等物以外の有価証券	△5,582百万円
現金及び現金同等物	3,081百万円

2. 重要な非資金取引の内容
該当事項はありません。

3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

4. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

■ 株主資本等変動計算書

平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）　（単位：百万円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	6,200	1,600	1,600	△3,145	△3,145	4,654	11	11	4,665
会計方針の変更による累積的影響額	–	–	–	△2	△2	△2	–	–	△2
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,200	1,600	1,600	△3,148	△3,148	4,651	11	11	4,662
当期変動額									
当期純利益	–	–	–	347	347	347	–	–	347
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	–	–	–	–	–	–	6	6	6
当期変動額合計	–	–	–	347	347	347	6	6	353
当期末残高	6,200	1,600	1,600	△2,801	△2,801	4,998	17	17	5,016

平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）　（単位：百万円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	6,200	1,600	1,600	△2,801	△2,801	4,998	17	17	5,016
当期変動額									
当期純利益	–	–	–	292	292	292	–	–	292
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	–	–	–	–	–	–	6	6	6
当期変動額合計	–	–	–	292	292	292	6	6	298
当期末残高	6,200	1,600	1,600	△2,508	△2,508	5,291	23	23	5,314

■ 株主資本等変動計算書の注記（平成26年度）

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当期首株式数（千株）	当期増加株式数（千株）	当期減少株式数（千株）	当期末株式数（千株）
発行済株式 普通株式	156	–	–	156
自己株式	–	–	–	–
合計	156	–	–	156

2. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項
該当事項はありません。

■ 1株当たり配当等

指標＼年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1株当たり配当額	－	－	－
1株当たり当期純利益	3,713円65銭	2,227円14銭	1,874円86銭
1株当たり純資産額	29,904円92銭	32,154円95銭	34,070円26銭
従業員1人当たり総資産	123百万円	128百万円	133百万円

リスク管理債権（過去3事業年度）

（単位：百万円）

区分＼年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
破綻先債権	－	－	－
延滞債権	－	－	－
3カ月以上延滞債権	－	－	－
貸付条件緩和債権	－	－	－
合計	－	－	－

（注）1.破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまで（貸倒引当金への繰入限度額）に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
2.延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
3.3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
4.貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況（保険金信託業務を行う場合）

該当事項はありません。

債務者区分に基づいて区分された債権（過去3事業年度）

（単位：百万円）

区分＼年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	－	－	－
危険債権	－	－	－
要管理債権	－	－	－
正常債権	1	0	180
合計	1	0	180

（注）1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。
2.危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権であります。
3.要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金（元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金（注1および2に掲げる債権を除く。））および貸付条件緩和貸付金（債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（注1および2に掲げる債権ならびに3カ月以上延滞貸付金を除く。））であります。
4.正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区別される債権であります。

ソルベンシー・マージン比率（過去3事業年度）

（単位：百万円）

項目 ＼ 年度	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末
（A）ソルベンシー・マージン総額	5,585	6,482	6,897
資本金又は基金等	4,654	4,998	5,291
価格変動準備金	1	3	4
危険準備金	0	0	0
異常危険準備金	913	1,449	1,567
一般貸倒引当金	2	8	4
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	14	22	29
土地の含み損益	－	－	－
払戻積立金超過額	－	－	－
負債性資本調達手段等	－	－	－
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	－	－	－
控除項目	－	－	－
その他	－	－	－
（B）リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$	609	551	561
一般保険リスク　（R_1）	521	448	472
第三分野保険の保険リスク　（R_2）	－	－	－
予定利率リスク　（R_3）	0	0	0
資産運用リスク　（R_4）	220	234	207
経営管理リスク　（R_5）	22	21	21
巨大災害リスク　（R_6）	19	24	24
（C）ソルベンシー・マージン比率 ［（A）／｛（B）×1／2｝］×100	1,834.1%	2,351.1%	2,456.3%

（注）上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

［ソルベンシー・マージン比率］

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（上表の（B））に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額：上表の（A））の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の（C））です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
  ①保険引受上の危険（「一般保険リスク」…上表のR_1、「第三分野保険の保険リスク」…上表のR_2）
  保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く。）
  ②予定利率上の危険（「予定利率リスク」…上表のR_3）
  実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
  ③資産運用上の危険（「資産運用リスク」…上表のR_4）
  保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
  ④経営管理上の危険（「経営管理リスク」…上表のR_5）
  業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および下記⑤以外のもの
  ⑤巨大災害に係る危険（「巨大災害リスク」…上表のR_6）
  通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険
- 「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するための客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

時価情報等（過去2事業年度）

1.有価証券

■ 売買目的有価証券

該当事項はありません。

■ 満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：百万円）

区分 ＼ 年度		平成25年度			平成26年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	199	203	4	199	201	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	－	－	－	－	－	－
合計		199	203	4	199	201	1

■ 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

■ その他有価証券で時価のあるもの

（単位：百万円）

区分 ＼ 年度		平成25年度			平成26年度		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	6,255	6,280	25	3,748	3,781	33
	株式	－	－	－	－	－	－
	外国証券	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－
	小計	6,255	6,280	25	3,748	3,781	33
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	2,403	2,403	△0	1,600	1,600	△0
	株式	－	－	－	－	－	－
	外国証券	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－
	小計	2,403	2,403	△0	1,600	1,600	△0
合計		8,659	8,683	24	5,349	5,382	33

■ 当期中に売却した満期保有目的の債券およびその他有価証券

該当事項はありません。

■ 時価のない主な有価証券の内容および貸借対照表計上額

該当事項はありません。

■ その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の償還予定額

（単位：百万円）

区分 ＼ 年度・償還時期	平成25年度				平成26年度			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
公社債	6,000	1,900	900	－	2,500	2,100	900	－
その他	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	6,000	1,900	900	－	2,500	2,100	900	－

2.金銭の信託

該当事項はありません。

3.デリバティブ取引
（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）

該当事項はありません。

4.保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

5.先物外国為替取引

該当事項はありません。

6.有価証券関連デリバティブ取引
（7.に掲げるものを除く。）

該当事項はありません。

7.金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

該当事項はありません。

備考

■ 保険業法第111条第1項の規定により、公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表および損益計算書については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の会計監査を受けており、適法である旨の証明を受けております。

財務諸表の適正性および財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社の平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表の適正性および作成に係る内部監査の有効性につきましては、当社取締役社長が確認しています。

4. 会社の概況と組織

■組織 …… 51
■株主・株式の状況 …… 52
■役員の状況 …… 54
■従業員の状況 …… 55
■会計監査人の状況 …… 55
■保険会社およびその子会社等の概況 …… 55

日立キャピタルグループ …… 56

4

組織

（平成27年7月1日現在）

■ 組織図

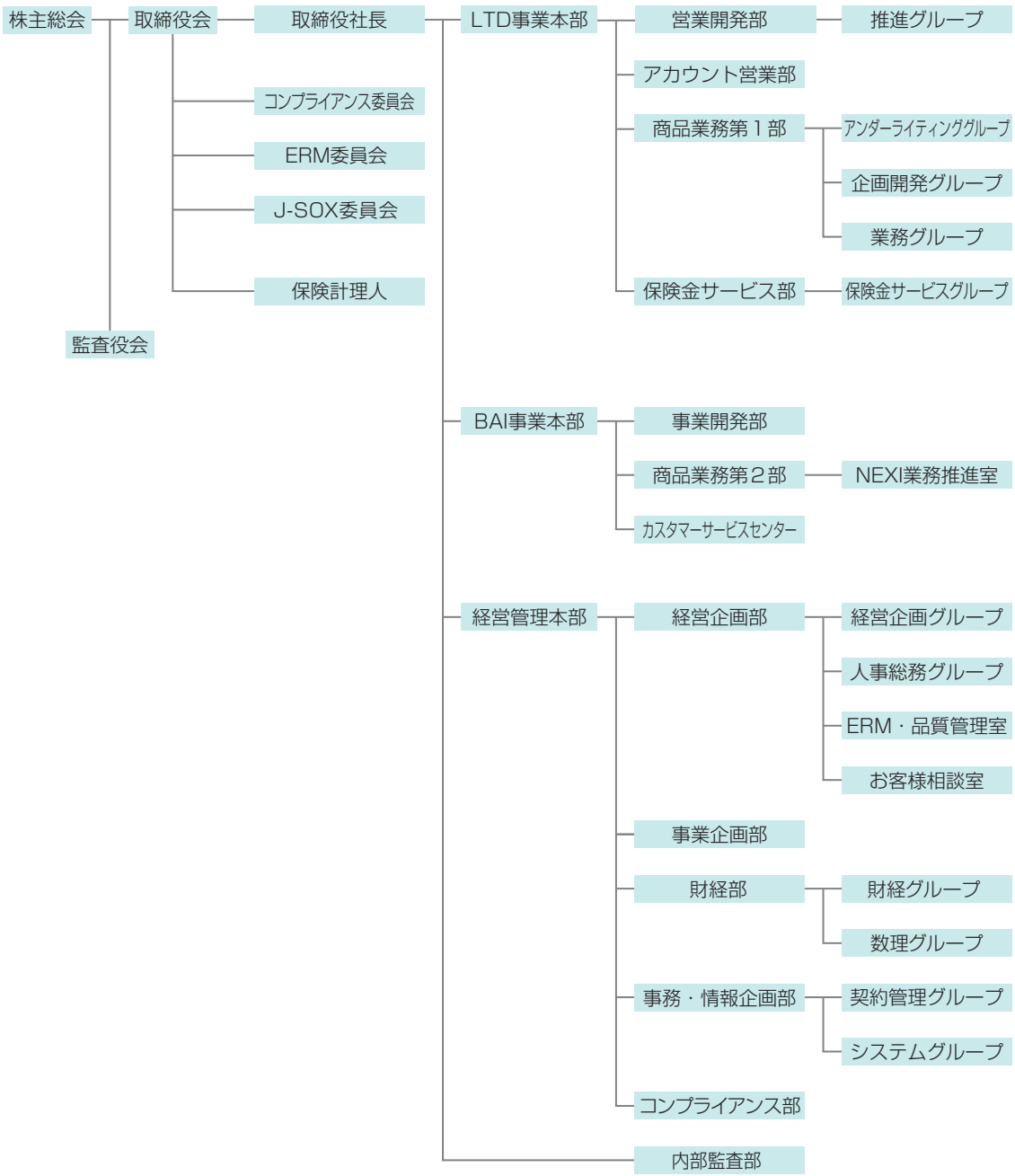

■ 本店所在地

東京都千代田区九段北1-8-10　住友不動産九段ビル（TEL：代表03-5276-1391）
当社は現在、国内支店を有しておりません。

■ 海外ネットワーク

当社は現在、海外に子会社、出資会社、駐在員事務所、代理店などの活動拠点を有しておりません。

株主・株式の状況

■ 基本事項

- 定時株主総会開催時期　4月1日から3か月以内に開催いたします。
- 決算期日　3月31日
- 公告方法　電子公告により行います。
  ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告できない場合は、
  東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。
  決算公告については当社ホームページをご参照ください。
  〔http://www.hitachi-ins.co.jp/〕

■ 株主総会

- 臨時株主総会

  臨時株主総会が、平成27年3月31日に開催されました。
  決議事項は以下のとおりです。

  決議事項

  第1号議案　監査役2名選任の件
  本件は、原案のとおり承認可決されました。

- 定時株主総会

  第21回定時株主総会が、平成27年6月19日、当社本店会議室において開催されました。
  報告事項および決議事項は以下のとおりです。

  報告事項

  第21期〔平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）〕事業報告及び計算書類報告の件
  上記の内容について報告いたしました。

  決議事項

  第1号議案　定款一部変更の件
  本件は、原案のとおり承認可決されました。
  第2号議案　取締役3名選任の件
  本件は、原案のとおり承認可決されました。

■ 株式の分布状況

（平成27年7月1日現在）

区分	株主数（人）	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する割合（%）
その他法人	2	156,000	100
合計	2	156,000	100

■ 株主

（平成27年7月1日現在）

氏名または名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
日立キャピタル株式会社	東京都港区西新橋 1-3-1	123,800	79.4
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1-26-1	32,200	20.6
合計	—	156,000	100.0

■ 資本金の推移

年月日	発行済株式総数（株）		資本金（百万円）		資本準備金（百万円）		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
平成6年　6月21日	—	60,000	—	3,000.0	—	—	設立
平成8年11月30日	20,000	80,000	1,000.0	4,000.0	—	—	株主に対する割当増資
平成12年3月24日	10,000	90,000	500.0	4,500.0	—	—	株主に対する割当増資
平成13年3月27日	2,000	92,000	100.0	4,600.0	—	—	株主に対する割当増資
平成20年1月31日	22,100	114,100	552.5	5,152.5	552.5	552.5	株主に対する割当増資
平成20年3月28日	41,900	156,000	1,047.5	6,200.0	1,047.5	1,600.0	有償　第三者割当増資

■ 最近の新株発行

種類	発行年月日	発行株式数（株）	発行総額（百万円）	摘要
普通株式	平成20年1月31日	22,100	1,105	株　主　割　当　発行価額5万円
普通株式	平成20年3月28日	41,900	2,095	有償　第三者割当　発行価額5万円

■ 最近の社債発行

該当事項はありません。

役員の状況

（平成27年7月1日現在）

■ 取締役

役名および職名	氏名（生年月日）	略歴	
代表取締役 取締役社長	本多　洋 ほんだ ひろし （昭和29年7月5日生）	昭和54年　4月	日立クレジット株式会社（現日立キャピタル株式会社）入社
		平成16年　7月	同社本社第五営業本部営業部長
		平成17年　9月	同社金融サービス事業本部営業部長
		平成18年　4月	同社金融サービス事業本部流動化・手形レス事業部長
		平成21年　1月	同社金融サービス事業本部長
		平成21年　6月	同社金融サービス事業本部長 兼当社取締役
		平成21年　7月	同社金融サービス事業本部長 兼当社取締役 兼ファイナンシャルブリッジ株式会社取締役社長
		平成22年　4月	同社金融サービス事業本部副本部長 兼当社取締役 兼ファイナンシャルブリッジ株式会社取締役社長
		平成24年　4月	当社代表取締役　取締役社長（現職）
取締役	堀越　伸也 ほりこし のぶや （昭和40年8月7日生）	平成14年　6月	日立キャピタル株式会社入社 日立クレジット証券株式会社（現DBJ証券株式会社）出向
		平成17年　9月	日立キャピタル株式会社 金融サービス事業本部事業企画部長 兼保険事業推進部長
		平成19年　7月	同社経営企画部門事業開発グループ主幹
		平成21年　4月	当社事業開発部長
		平成23年　4月	当社事業統括 兼事業開発部長
		平成24年　4月	当社取締役（経営管理本部長 兼 BAI事業本部長）
		平成27年　4月	当社取締役（経営管理本部長）（現職）
取締役（非常勤）	木住野　誠一郎 きしの せいいちろう （昭和31年3月1日生）	昭和53年　4月	株式会社日立製作所入社
		平成12年　6月	同社電力・電機グループ 財務部副部長
		平成16年　6月	同社情報・通信グループ財務本部 金融経理部長
		平成19年　4月	同社財務二部長
		平成22年　4月	同社理事　財務二部長
		平成25年　4月	日立キャピタル株式会社　執行役専務 財務ソリューション事業本部長兼経営戦略本部長
		平成26年　4月	同社執行役専務 兼経営戦略統括本部長 兼当社取締役
		平成27年　4月	同社執行役専務 兼経営戦略統括本部長 兼スマートトランスフォーメーション統括本部長 兼当社取締役（現職）

（注）取締役の木住野誠一郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

■ 監査役

役名および職名	氏名（生年月日）	略歴	
監査役（常勤）	小野　秀樹 おの ひでき （昭和26年11月16日生）	昭和50年　4月	東洋信託銀行株式会社入社
		平成14年　1月	UFJ信託銀行株式会社　池袋支店長
		平成18年　4月	三菱UFJ信託銀行株式会社　監査部主任参事役
		平成20年　6月	日立キャピタル株式会社入社 日立キャピタル信託株式会社　内部監査室長
		平成22年　8月	日立キャピタル株式会社　監査室主査 兼日立キャピタル信託株式会社　内部監査室長
		平成23年12月	日立キャピタル株式会社　監査室員
		平成24年　1月	兼日立キャピタル債権回収株式会社　監査役 兼日立キャピタル信託株式会社　内部監査室員
		平成24年　6月	日立キャピタル債権回収株式会社　監査役退任
		平成24年10月	兼当社監査役（現職）
監査役（非常勤）	西田　政夫 にしだ まさお （昭和35年11月5日生）	昭和58年　4月	日立クレジット株式会社(現日立キャピタル株式会社) 入社
		平成10年　6月	同社金融サービス営業開発部 主幹
		平成12年　5月	同社財務部長
		平成12年10月	同社財務第二部長
		平成13年　5月	同社証券化事業開発部長
		平成15年　4月	同社財務部門 証券化部長
		平成15年10月	同社本社第五営業本部 営業部長
		平成17年　9月	同社財務部長
		平成20年　4月	同社業務役員
		平成23年　4月	同社業務役員常務
		平成24年　4月	同社執行役 財務本部長
		平成25年　4月	同社執行役 財務本部長 兼 スマトラプロジェクト推進本部副本部長
		平成26年　4月	同社執行役常務 財務統括本部長 兼スマトラプロジェクト推進本部副本部長
		平成26年10月	同社執行役常務 財務・IT統括本部長 兼スマトラプロジェクト推進本部副本部長
		平成27年　4月	同社執行役常務 リスクマネジメント統括本部長兼当社監査役（現職）
監査役（非常勤）	足立　正人 あだち まさと （昭和30年1月8日生）	昭和53年　4月	東洋信託銀行株式会社（UFJ信託銀行株式会社を経て 現三菱UFJ信託銀行株式会社）入社
		平成14年　5月	UFJ信託銀行株式会社 資産金融部長
		平成17年10月	三菱UFJ信託銀行株式会社資産金融管理サービス部長
		平成18年10月	同行コンプライアンス統括部主任調査役
		平成19年　9月	日立キャピタル株式会社入社 同社法務部主幹
		平成19年12月	同社法務部文書グループ長
		平成22年　3月	同社法務部文書グループ長兼取締役室部長
		平成22年　4月	同社法務部法務グループ長兼取締役室部長
		平成23年10月	同社法務部長兼取締役室部長
		平成27年　2月	同社法務部 部員
		平成27年　4月	兼当社監査役（現職）

（注）監査役の小野秀樹、西田政夫および足立正人の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

従業員の状況

（平成27年3月31日現在）

■ 現状

従業員数	99名
平均年齢	43.6歳
平均勤続年数	5.5年
平均年間給与	5,865千円

（注）1.従業員数は社外から当社への出向社員および契約社員を含み、当社から社外への出向社員および休職者を含んでおりません。
2.平均年齢および平均勤続年数は小数点第2位を切り捨てて小数点第1位までを表示しております。
3.平均年間給与は賞与を含みます。社外から当社への出向社員を除いて表示しております。

■ 採用方針

少人数で効率的な業務運営を行うことを目標とし、創業以来現在まで原則として新卒採用を行わず、即戦力となる人材の確保を優先しています。

■ 研修・教育制度

当社は、「人財開発体系」に基づき、次に掲げる教育プログラムを策定・実施しています。

- 若年層育成プログラム
- 中堅層育成プログラム
- マネジメント強化プログラム
- 次期経営層育成プログラム
- 専門分野別開発プログラム
- コンプライアンス強化プログラム　など

■ 福利厚生制度

以下の制度があります。

- 社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険）
- 団体長期障害所得補償保険（GLTD）
- 退職金制度
- 企業年金基金制度
- 慶弔金支給制度
- 特別弔慰金・見舞金支給制度
- 育児休職制度
- 介護休職制度
- 財産形成貯蓄制度
- 日立キャピタルグループ持株会制度
- 育英資金支給制度　など

会計監査人の状況

■会計監査人

新日本有限責任監査法人

保険会社およびその子会社等の概況

■ 保険会社およびその子会社等の主要な概況

当社は現在、子会社を有しておりません。

日立キャピタルグループ

日立キャピタル株式会社

創　　業：1957年9月10日
資　本　金：99億83百万円
連結取扱高：2兆1,188億50百万円
連結従業員数：5,397名

http://www.hitachi-capital.co.jp

●金融サービス

■ 国内グループ会社

沖縄日立キャピタル株式会社
●情報通信・医療機器のリース
●自動車のリースおよびローン
●家電のクレジット

日立キャピタル債権回収株式会社
●サービサー法に基づく特定金銭債権の管理回収・債権買取

日立キャピタルサービス株式会社
●リース物件の管理業務の代行
●中古資産引取・リサイクル業務
●TVレンタル

日立キャピタルオートリース株式会社
●自動車リース
●車両管理に関わる事業

日立トリプルウィン株式会社
●給与計算・経理出納業務などのアウトソーシングサービス
●公金債権回収サービス

積水リース株式会社
●総合リース業
●各種ローン業

日立キャピタル損害保険株式会社（当社）
●損害保険業
●他の保険会社の業務の代理または事務の代行

日立キャピタルコミュニティ株式会社
●商業・住宅施設の開発・運営・管理

日立キャピタル信託株式会社
●金銭債権・動産・金銭・不動産・有価証券などの信託
●財産の管理
●信託受益権の販売等

ファイナンシャルブリッジ株式会社
●「一括決済システム」業務のアウトソーシングサービス

第一信用保証株式会社
●個人金融に係る信用保証

日立キャピタルNBL株式会社
●総合リース業

日立グリーンエナジー有限会社
●自然エネルギー等による発電事業

日立ウィンドパワー株式会社
●風力等による発電事業

■ 海外グループ会社

Hitachi Capital (UK) PLC
●産業機器などのリースならびにクレジット
●債権買取
●パソコン・家具・家電品などのクレジット

Hitachi Capital Vehicle Solutions Ltd.
●自動車・商業車のリースおよびフリートマネージメント

Hitachi Capital Insurance Europe Ltd.
●信用保険等の損害保険の引受
●所得補償保険・製品保証保険の引受

Corpo Flota Sp. z o.o.
●カーフリートマネジメント事業

Hitachi Capital America Corp.
●情報通信・産業機器・医療機器・トラックなどのリース、ローン、在庫金融およびファクタリング

Hitachi Capital Canada Corp.
●情報通信・産業機器・トラックなどのリース、ローン、在庫金融

CLE Canadian Leasing Enterprises Ltd.
●自動車・ヘルスケア関連機器・建設機械・情報機器・産業機械等のファイナンス事業

CLE Leasing Enterprise Ltd.
●自動車・ヘルスケア関連機器・建設機械・情報機器・産業機械等のファイナンス事業

Hitachi Capital (Hong Kong) Ltd.
●情報通信・産業機器などのリースならびにクレジット
●自動車・パソコン・家具・住宅機器・家電品などのクレジット

日立租賃（中国）有限公司
●日立グループ向けリース
●公共事業、医療機器、情報機器、産業機器等のリース
●その他営業範囲において許可されたファイナンス

日立商業保理（中国）有限公司
●ファクタリング

Hitachi Capital Asia Pacific Pte.Ltd.
●情報通信・産業機器などのリースならびにクレジット
●パソコン・家具・住宅機器・家電品などのクレジット
●新車・中古車の販売、リースおよび点検・修理

Hitachi Capital (Thailand) Co., Ltd.
●情報通信・産業機器・車両などのリースおよびクレジット
●ファクタリングサービス

First Peninsula Credit Sdn. Bhd.
●商用車のファイナンス
●情報通信・産業機器などのリース

PT. Arthaasia Finance
●商用車・乗用車ファイナンス
●情報通信・産業機器などのリース

PT. Hitachi Capital Finance Indonesia
●日立グループ向けおよび日系企業向けファイナンスならびに建物リース

※数値は2015年3月現在

日立キャピタル損害保険の現状 2015
平成27年7月発行

日立キャピタル損害保険株式会社
経営企画部

KK0001 1507-01

日立キャピタル損害保険株式会社
〒102-0073 東京都千代田区九段北1-8-10 住友不動産九段ビル11階
Tel:03-5276-1391　Fax:03-5276-0098
URL http://www.hitachi-ins.co.jp